

第5回日野町議会定例会会議録

令和元年12月12日（第2日）

開会 9時05分

散会 16時42分

1. 出席議員（14名）

1番	野矢貴之	8番	山田人志
2番	山本秀喜	9番	谷成隆
3番	高橋源三郎	10番	中西佳子
4番	加藤和幸	11番	齋藤光弘
5番	堀江和博	12番	西澤正治
6番	後藤勇樹	13番	池元法子
7番	奥平英雄	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	藤澤直広	副町長	高橋正一
教育長	今宿綾子	総務政策主監	安田尚司
教育次長	望主昭久	総務課長	藤澤隆
企画振興課長	正木博之	税務課長	山口明一
住民課長	澤村栄治	福祉保健課長	池内潔
子ども支援課長	宇田達夫	長寿福祉課長	山田敏之
農林課長	寺嶋孝平	商工観光課長	福本修一
建設計画課長	高井晴一郎	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	吉澤増穂	会計管理者	福本喜美代
住民課参事	奥野彰久	学校教育課参事	山添美実

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山添昭男	総務課主査	角浩之
--------	------	-------	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 79 号から議第 90 号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか 11 件）および報第 15 号から報第 17 号まで（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）ほか 2 件）について

〔質 疑〕

- 〃 2 議第 79 号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔採 決〕

- 〃 3 議第 80 号から議第 90 号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか 10 件）について

〔委員会付託〕

- 〃 4 一般質問

- | | |
|------|---------|
| 8 番 | 山田 人志君 |
| 3 番 | 高橋 源三郎君 |
| 6 番 | 後藤 勇樹君 |
| 12 番 | 西澤 正治君 |

会議の概要

－開会 9時05分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第79号から議第90号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか11件）を一括議題とし、質疑に入ります。

また、報第15号から報第17号まで（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）ほか2件）についても質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

13番、池元法子君。

13番（池元法子君） おはようございます。それでは、私の方から4点について質疑をさせていただきます。まず、議第82号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

これは、非正規労働者の待遇改善を含む政府の働き方改革を背景に、期末手当を支給することになるというのですが、このことでどれほどの町の人件費の増加となるのか。また、来年だけでなく、その次の年度になるともうひとつ高額になると思いますので、そのことについてもお尋ねをいたします。

次に、議第83号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを質問いたします。この条例制定は、令和2年度より企業会計とするものとのことですが、今なぜそうするのか、また、水道会計のように独立会計になると使用料で賄う必要があると考えますが、下水道使用料の値上げにつながることはならないのでしょうか。

議第89号、日野町上水道給水条例および日野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたします。これは、業者登録の手数料を改め、また新たに5年ごとの更新手数料を設けるということですが、このように改正される理由をお尋ねをいたします。そして現在、日野町に業者登録されている件数は町内、町外で何業者あるのでしょうか。お尋ねをいたします。

最後に、議第90号、日野町一般会計補正予算（第4号）の中の事項別明細書23ページ、教育費、学校給食費の学校給食運営事業に584万円計上されておりますが、どの学校にどのような機器を購入されるのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） おはようございます。池元議員より、議第82号、会計年度任用職員の条例につきましてご質問いただきました。

今回の会計年度任用職員の制度につきましては、地方公務員法と地方自治法の一部改正で、今回の条例に至ったわけでございます。議員おっしゃいますように、非常勤特別職の任用の厳格化、また一般職の非常勤職員として新たに会計年度任用職員が創設されたというところでございます。期末手当も支給ができるようになったということでございます。それに伴いまして、今回の会計年度任用職員へ移行するにあたりましては、現在おられる臨時嘱託職員さんの賃金ベース、基本給ベース、それから時給、日給、いろいろございますが、その基本となるところは改定するわけでございますけれども、処遇は新しい給料表の直近上位に位置づけて、改悪にならないように対応させていただくのがまず第1点でございます。あわせて、期末手当の支給がそこにされるということでございます。それによって、町の財政負担のことでございます。施行日が来年の4月1日ですので、令和2年の初年度で、これはそのまま基本給と報酬、それから期末手当分のみの計算でございますけれども、約6,000万強の財政負担が増えるというところでございます。

それが初年度につきましては、6月の期末手当につきましては期間率の計算で支給が少ないわけございまして、令和3年は満額支給となるわけでありまして、令和3年ですと9,000万程度になるということでございます。ただ、これは新しい制度でいきますと、昇給もしていくというような制度でございますので、そういったことを含めると1億円前後を超えてくるというのが、今現在の試算しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） おはようございます。ただいま池元議員より、3点の質問をいただきました。

まず、議第83号の下水道事業の設置等に関する条例の制定ということで、なぜ来年度からというご質問ですけれども、今回の条例の制定につきましては、平成27年1月の総務大臣通達等によりまして、人口3万未満の団体につきましても令和2年4月から地方公営企業会計へ移行すると、そういった旨の通達がありまして、そのためにまた必要な経費等につきましては、地方財政措置として公営企業債の対象になるということで、そういったことを含めまして、平成29年度から準備の方を進めてきたということでございます。

そして、企業会計へ移行ということで、使用料との関係はどうかという質問ですけれども、水道事業の場合には水道使用料と、一定積立金等ありますので、それ

をもって経営をしておるわけでございますけども、下水道会計につきましてはもちろん積立金等ありませんので、当然使用料の中で賄うということは実際無理でございます。そういう中で、従来どおり一般会計の方から繰り入れをしてもらって、それで使用料の方に影響のないような、そういった経営を進めていくというふうに考えております。

次に、議第89号の給水条例の一部の改定の件でございますけども、その中で、今回の改定の理由としましては、平成30年度の水道料の改定に伴いまして、指定給水装置のそういった事業者については、5年を経過した場合にはそれで更新をするという、そういった法令の方の改定がありましたので、それに伴いまして更新手数料というものを新設したということでございます。それで、今現在指定給水装置工事事業者は、日野町の場合には272事業者ありまして、その内訳につきましては、町内では36事業者、町外では236事業者で、そのうち県外の方につきましては10事業者となっております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） おはようございます。それでは議第90号、日野町一般会計補正予算の、教育委員会に係ります学校給食費のことでご質問を頂戴いたしました。

学校給食運営事業の584万でございます。需用費として184万円、こちらの方につきましては、子どもさんの給食の食器の経年劣化による更新と、それと給食を食缶に入れて運びますが、その食缶について、これも経年劣化について更新をするのに184万円を計上しております。

もう1点の備品購入費の400万でございます。こちらにつきましては、南比都佐小学校に真空冷却機という、食品をつくったものを冷やす機械がございませんでしたので、今回この部分を導入をさせていただく部分で400万を計上しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、何点か再質問させていただきます。

1つ目の、議第82号の会計年度任用職員の件なんですけれども、これについては非正規職員が雇われるようになったというのは、やっぱり各地方自治体の財政難によって正規職員の削減、それで増え続けてきたものだと思っておりますし、新聞報道におきましては、国の財政措置を確実にしてほしい、それでなければなかなかやっけないという、そういう要望が大分出ているということですが、日野町としてはどのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

そして2つ目には、下水道事業の設置に関する条例の制定についてでありますけれども、今、下水道使用料の値上げをせずに一般会計の繰り入れでいくというふうに考えておられるということでしたが、これが永久にそういうふうにするというこ

とにはならないと思いますが、どれぐらいの年度を考えておられるのかをお尋ねをいたします。

そして、議第89号の、上水道給水条例および日野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは業者登録が以前にされたままずっと来ているというところでこの272業者ということになっていると思いますが、今のこの手数料の改定でどれぐらい減るというのか、整理をされるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

そして、議第90号、学校給食運営事業費のことですが、400万円について、南比小学校に真空冷却機を今回置くということですが、これはもう、置いていないのはここだけだったのでしょうか。あとはもう全部、設置されているということでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 池元議員より、議第82号に再質問をいただきました。

まず、先ほど申し上げました町の財政負担の件でございますけれども、会計年度任用職員さんにお支払いします給与、それからボーナスに当たる期末手当、それと科目は違うんですが、報酬という形で払うんですけれども、それにあわせて、社会保険料として町の負担がございます。フルタイムの方ですと退職金が、事業所としての積み立てが必要ということで、それを含めましての金額ということで、初年度は6,000万強、次年度は9,000万、さらに1億ぐらいに膨らむだろうという見込みということでご理解いただきたいと思います。

その中で、非常に今、新聞等で報道されておりますように、市町の一般財源の持ち出しが大きく膨らむということで言われております。当初、総務省の方では、こういった制度改正にあたって財政措置をするというふうに言われていたんですけれども、一向にその形が見えてこなかったというところがございます。先日もそういった中で、町村長大会等で、町村会から県選出の国会議員さんに、こういった会計年度任用職員で相当な市町の負担があるんだということで、国会の方で要請してほしいというお願いもしてまいったところがございます。そういったことも受けてか、国会の方では総務大臣が、きちっと財政措置するというような返答をされているということが報道もされておりますので、一定期待はするわけでございますけれども、なかなかお示しがまだ来ないということで、若干不安が残るという部分があるというところでご理解いただきたいと思います。

引き続いて町の負担というのが、どんどんと制度設計をしていくときちっとした数字が動いてきますので、そういった数字はきちっとお示ししながら要望していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） ただいま、議第83号で再質問いただきました。

下水道事業の地方公営企業会計へ移行ということで、当然移行する段階では積立金でありますとかそういったものが全くございませんので、そういうことで使用料の方の収入が主な財源となるわけでございますけれども、使用料につきましても、昨年度ベースでいきますと2億3,000万ほどの収入でございます、それに対しまして、建設にかかわる起債の償還というのが3億円を超えていまして、そういった状況でございますので、当然一般会計の繰り入れが必要であるというような状況でございます。

それで、将来的な質問があったわけでございますけれども、当然、今まだ下水施設の方の建設の方が進んでおりますので、当然起債の方でもまた、一定借入れ等もありますので、そういう意味では起債に対する償還等も考えていきながら、償還と、それと使用料収入の出納を考えていきながら、判断をしていかなければならないと考えておりますけれども、独立採算で経営していくというのは、ちょっとまだ現時点では、時期的なことは申し述べることができないということでございます。

それと次に、議第89号の再質問ということで、指定給水装置工事事業者につきましては、町内で272業者ということであるわけでございますけれども、今回、法の改正によりまして5年ごとの更新ということになるということで、業者の方、少なくともではないかなということですが、実際に法の改正後ですけども、そういった5年の更新に対しまして問い合わせ等もまだ今のところはないところでございますので、ちょっと何とも言えないというのが正直なところでして、少なくともという予測はしているわけでございますけれども、ちょっと数字までは述べられないということでご理解を願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 学校給食運営事業の再質問を頂戴いたしました。

現在、真空冷却機のない小学校が西大路小学校と南比都佐小学校でございまして、今回南比都佐学校を整備いたしまして、また順次整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） 後ろからということでございますので、順番に、1点質問をさせていただきます。

議第86号ですけど、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例ということで、中身を見させていただきますと、以前あるところが2つに分けられるということで、日野町地域福祉・健康づくり・食育計画策定委員会、これが20人の人数でしていただいておりますが、それを20人と10人に分けるということでございます。地域福祉

計画策定委員会というのと、食育計画策定委員会ですか、2つに分けられると、結局20人と10人ですので、30人になるということでございます。どのようなことで分けられて、人数が増やされるのか。それを、今までどおりの20人を2つに、10人ずつに分けられたら同じ人数でいけるのではないかなと。分けていただくこの内容をちょっと教えていただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 12番、西澤正治君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） ご質問いただきました条例改正についてでございますが、今般、社会福祉法が改正をされまして、従来の地域福祉の計画を福祉分野の最上位に位置づけなさいということで、法の改正がございました。従来、地域福祉計画、それから食育健康づくりをあわせて計画策定しておりましたけれども、その際にも策定委員さんを選定させていただきつつ計画を進めてきたということでございますが、今般その最上位に位置づけるということになったことで、あらゆる分野の福祉施策にかかわっていただいている方々に参画をいただく必要があるということで、例えば児童福祉であるとか高齢福祉であるとか、障がい福祉であるとか、地域福祉全般であるとか、そういった方々にご参画をいただく必要がございますので、20名を上限として提案させていただき、幅広い分野での、まずご議論をいただくのが地域福祉計画になろうかなと思っております。

そして、健康づくり・食育計画の方につきましては、これは従来どおり、健康づくり、食育についてのご議論をいただくということでございますので、地域福祉計画でお世話になる委員さんとはまたちょっと違う意味での健康づくり、食育を専門にされている方を選定させていただきながら、計画策定に努めていきたいなと考えております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 日野は福祉の町と言われておりますので、心強い20名の体制でやっていただけるわけでございます。それぞれ役が多いとか、いろいろ地域でも言われておりますので、こころを十分考慮して、30名に増えるわけではございますが、幅広い地域福祉に頑張っていただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 私の方から、3つの議案について質問させていただきます。

議第82号の、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について質問をいたします。

これは、臨時職員さんが来年度から会計年度任用職員になるということであり、今回の会計年度任用職員制度の導入によって、昇給、昇格があり、期末手当が支給されますことは若干改善されたと思いますが、現臨時職員さんはこの雇用制度をどのように感じられておられるのか、気になるところでございます。対象者への説明会もされていると思いますが、どのように受け止められておられるのか、お聞きさせていただきたいと思います。

そして、先ほど池元議員からの質問がありました、制度導入による町の負担ということですが、1億円ほどの負担があるということでお聞かせ願いましたので、その辺は省かせていただきます。そして、この雇用形態が当たり前の職員採用になれば、正規職員の採用を抑制するといったことにならないか懸念をされます。会計年度任用職員の雇用が平常化・固定化されないように願うところであります。町当局の見解をお聞きをいたします。

2つ目に、議第83号の日野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてありますが、これは地方公営企業法を適用するため、公共下水道事業を特別会計から公営企業会計へ移行するための条例制定であります。地方公営企業法では将来にわたり持続可能な経営を確保するために、経営基盤の強化を目的としながら水道・下水道事業の公益化・共同化計画による事業における民間活用を推進しようとするものであります。公営企業会計に移行することを義務化されたということは、将来において民間事業者が参入しやすくするための義務化ではないかと懸念されます。さらには、公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップでは、簡易水道特別会計、そして農業集落排水事業特別会計が令和6年度から移行するというように示されています。これは水道事業のコンセッション方式導入の、いわゆる民営化的手法を意図するものであり、注意深く警戒すべきものと思われます。町当局の見解をお聞きいたします。

3つ目に、議第90号の令和元年度日野町一般会計補正予算（第4号）について、質問をいたします。総務費、企画事務事業であります。これは消費税率引き上げに伴うマイナポイントを活用した消費活性化策で、その利用に必要な経費を100パーセント国費で計上されたものです。マイナンバーカードの取得促進を目的に、マイナンバーカードを取得してマイキーIDを取得することで、新たなマイナポイントを活用することができる増税対策となっています。マイナポイントの消費税増税対策としての効果はあるのでしょうか。マイナポイントの事業費は約2,500億円の予算措置になるとのことですが、費用対効果は全く不透明であり、多額の税金をこのような方法で使用するべきではないと思います。これは国民監視につながることや、個人情報民間に流出しないかと心配されます。非常に危険なものと感じています。町当局の見解をお伺いをいたします。

以上3点について質問をいたします。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 齋藤議員より、議第82号の会計年度任用職員の条例の制定についてご質問いただきました。

まず1点目に、今回の改正で、職員さんに対しましての説明でどのように受け止めていただいているかというようなご質問でございます。制度設計を、大分おくれたわけでございますけれども済まさせていただいて、11月15日に担当課長会議を開かせていただいて、各所属にたくさんの臨時嘱託職員さんがおられますので、まず課長さんに、その制度の設計について説明させていただいたところでございます。直接、臨時嘱託職員さんには所属長からお話いただくということで、順次説明をいただいているというところでございます。

今回の制度の導入にあたっては、まずは現在おられる方が新しい制度によって雇い止めになるとか、そういうようなものではございませんので、基本となる賃金のベースが一定新しい給料表に引き上げる、そして期末手当が支給されるという基本的な部分がございますので、説明会の中でいろいろご質問等あったわけでございますけれども、主には時間外の関係とか、それとか休暇の関係とか、どうなるんだろうというようなご心配をいただいたところでございますけれども、おおむねこの制度の移行にあたって、全体的には受け入れていただいているというふうに認識しているところでございます。

それと、今後の正規職員の採用にあたっての抑制にならないかというようなご質問でございました。今回、制度にあたって、現在おられる臨時嘱託職員さんは257名というふうにお話をさせていただいております。ここまで、実は膨らんできたというのは、平成17年からの三位一体改革の、そういった国の構造改革によるもので、これは全国的な動きでございます。正規職員が、日野町でもその当時は240名ほどおりましたのが、207名まで目標値を設定して減少させてきたと同時に、臨時嘱託職員さんが逆に膨らんでいったということで、全国では64万人もいるというようなところで、これも確実に行政事務の中の担い手であるということは否定できないというところでございます。ただ、今回の制度改正にあたっては、行政のサービスを引き続き適正に行うというような基本的な考え方は変わらないわけでございますので、その方々の職の必要性を十分吟味した上で人員配置に努めるというのが当然でございまして、制度の導入をもって非正規の職員を増やしていくとかというものを考えているというものではないということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 齋藤議員の方から、議第83号にかかわっての質問をいただきました。

まず、下水道事業の経営にあたっては、やはり人口減少によります料金等の収入の減でありますとか、あるいは下水道施設の老朽化に伴いまして、更新の費用等も、これが増大するという事で、そういった中で将来にわたって持続が可能な経営を確保するためには、やはり経営の見える化というのは当然必要になってきますし、そしてまた経営基盤の強化等も必要でありますので、そういう意味では公営企業会計化の移行というのは必要と、そのように考えております。

今現在、国の方では、新たに社会資本整備総合交付金を活用できる条件としまして、今の公営企業会計化の方の適用とあわせまして、都道府県における令和4年度までの広域化・共同化計画を策定すると、そういったことも条件になってきますので、そういう意味では議員のご指摘のように広域化とか、民間活用等の推進というのも視野に入っているかなと、そういうふうに考えております。しかしながら、広域化でありますとか、あるいはコンセッション方式のそういった導入につきましては、やはり多くの疑問点もあり、そしてまた問題点等の検討がされておりますので、慎重な調査や、今言った検討なりが必要になろうかと考えております。また、そういう点で引き続き国の動きをしっかりと注視をしていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 齋藤議員の方から、議第90号、日野町一般会計補正予算の企画事務事業の補正予算についてご質問いただきました。

今回の補正では、このマイキーID取得に係る支援業務に対応する臨時職員の雇用と、それからパソコンのリース料等の111万円を予算計上させていただきました。マイキーIDの取得につきましては、インターネット環境でマイキープラットフォームというアプリケーションをダウンロードしていただいて、そこにさらにカードリーダーを接続してIDを取得いただく方法か、スマートフォンの中でも、公的認証サービスの対応しているスマートフォンのみで今は対応しかできないんですが、そこでIDを取得をしていただくということになります。その上で、さらにポイントをご利用いただくということになりますと、民間のキャッシュレス決済をご利用いただいて、そこにポイントが還元されるという仕組みになっています。

マイキーIDの取得とか還元ポイントのご利用につきましては、まだ制度の詳細が確定されておられません。国の方も当初は来年の10月からというふうにもされていましたが、前倒しして9月からというような報道もされておる中で、まだ国の方からの最終確定の通知も来ておりませんので、一方、テレビ報道などによりまして、まだCMこそされていませんが、そのような特集の番組報道とかがありますので、

そのようなことが、お得感だけが住民の方に伝わって、そのお得感から、町役場の方にもどうやったらできるねやというようなお問い合わせが来ています。ただ、マイナンバーカードの取得をしていただいて、さらにIDを取得していただいて、そのIDを使ってスマホとかポイントカードで還元ということになりますので、電話で説明しようと思うと、この間も10分から15分ぐらい、ちょっと年配の方ですとかかって、言葉も難しいですので、そのような複雑というか、なかなか理解がずっとできないような仕組みになっています。このようなことから、住民の皆さんが制度の仕組みをしっかりとご理解いただいた上でご判断いただいて、ご利用いただけるように、町としても対応に努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは再質問させていただきます。

1つ目の会計年度任用職員の件でありますけど、これにつきましては、現在多くの方が、そういう対象者がおられるという中で、職員の状況を見ていますと、大変少ない正規職員なり職員さんの中で業務をこなしていただいているというふうに認識しております。そういう中で臨時職員さんは、先ほどもありましたように257名からの多くの、正規職員さんよりも多い人数の体制で執行されているという状況であります。それを思いますと、やはり正規職員さんの上限が決められているということで、後の職員さんの採用にあたっては、こういった形での臨時職員さん、嘱託職員さんという形での採用になっているのかなというふうに思いますが、その辺のところでの、今後の正規職員さんの条例改正等も考えておられないかどうかというところでお聞かせを願いたいと思います。

そして2つ目の、下水道事業についてでありますけど、この上水道、下水道も含めて住民のライフラインということで、大変重要な事業であります。今後、町の事業として水の供給、そして下水道についても、町の事業としてしっかりと継続していただくことをお願いしたいというふうに思いますが、町としての今後の姿勢をどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして、マイナポイントのことにつきましては、国の施策ということではないんですけど、やはりまだ詳細が決まっていないということですが、その辺も含めて、こういった施策での消費税対策ということですが、しっかりとこの辺も周知していきたいと思いますので、町の対応もよろしくをお願いしたいと。これは質問は結構ですけど、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

以上2点、お願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 議第82号で再質問いただきました。

若干、先ほどお答えさせていただいた中で補足といいますか、お答えしたいこと

がございまして、今現在、臨時嘱託職員さんが257名というふうに言わせていただいております。それで、職種については一般事務補助から専門的な資格のある方で、幅広くございます。それで、ちょっとそこでご注意いただきたいのが、勤務時間についてもわずか1日2時間とか、フルタイムの7時間45分の方とか、これも幅広くあるということで、257名の方が全てがフルタイムの方ではないということで、そこをご理解いただきたいなと思います。

それと、正規職員の定数条例の改正については、副町長の方でお答えさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（高橋正一君） 齋藤議員の方から、会計年度任用職員にかかわりまして、正規職員の町の職員定数条例の関係で再質問いただきました。

この職員定数条例につきましては、3年ほど前に改正をさせていただいたところでごございまして、現在の職員定数条例、今のところ、この会計年度職員等にかかわって、この職員定数条例の方を改正するという計画はございませんので、現在の職員定数条例の中で精いっぱい住民福祉の向上に努められるように進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 齋藤議員より、議第83号にかかわりまして再質問いただきました。

水道、下水道についてということで、これについては当然町が責任を持って、住民さんの方に対してはやはり安心で安全な、そしてまた安価な、そういった3点が重要だと思いますので、しっかり国の方の動向なりも注視しながら、安易な民間委託とかいったことをせずに、しっかり町の方で責任を持って今までどおり運営の方を進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 再質問はしませんが、要望として1つ目の任用職員のことでありますけど、正規職員、今のところそのままということですけど、やはり今の町の職員さんの状況を見ていると大変厳しい状況であるかなというふうに思いますので、それも正規職員さんの条例等も今後ご検討いただく必要もあるのではないかなというふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは質疑をさせていただきます。

まずはじめに、議第86号、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての中から、日野町空き家等対策推進協議会を設置をされて、空き家等対策

計画の策定などを調査・審議されるというご説明をいただきましたが、説明では8名程度の委員さんでというようなお話も伺ったかと思うんですけれども、今後の予定、発足されて、実際どれぐらいからスタートをされるのか、また実際、この空き家調査というのもこの委員さんでも行われるのかということをお伺いいたします。

次に、議第90号、令和元年度日野町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、小学校管理運営事業160万についてなんですけれども、どの小学校でどのような工事をされるのか、内容をお教え下さい。

次に、報第17号、専決処分の報告についてお伺いいたします。自動車事故は誰もが気をつけて運転している中でも起きてしまっているという状況だとは思いますが、町として公用車を運転される際の安全指導というものはどのようにされているのか、お伺いいたします。また、最近はおおり運転ですとか、さまざまな事故が起こっているわけなんですけれども、公用車へのドライブレコーダーというのはついているのかついていないのか、現状をお教えいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） おはようございます。空き家対策推進協議会の設置について、幾つかご質問をいただきました。

まず構成でございますが、8名というふうに言っていたと思うんですけれども、現在考えております8名の内訳につきましては、まず地域住民ということで区長さんの代表をお願いしたいなというのと、あと民生委員さん、それから学識経験者ということで、大学教授級の方をお願いしたいなと。次に建築不動産、それから法務関係で4名ということで、土地家屋調査士さん、弁護士さん、建築士さん、それから宅地建物取引主任者ということで、今現在想定の方をしております。それから、その他ということで空き家事業の関係、解体やリフォームの関係の助言ということで、商工会の方からも1名お願いしたいなというふうに考えております。

次に、今後の予定でございます。現在、委員さんの選定の方については、それぞれ協会なり建築士会なりに依頼の方を進めておりまして、今年度中に協議会を設立しまして、年度内には協議会の方を開催したいなというふうに思っております。その協議会におきましては、空き家対策の計画の策定であるとかを練ってもらうわけなんですございますが、調査、協議会の委員さんが調査をしに外へ出るというようなことについては、現段階では想定はしておりません。ただ、今現在、空き家の再調査の方を行っておりますが、その結果については当然報告をいたしまして、協議会の中で把握をしていただいて、今後の対応策の参考にしていただければなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 教育委員会次長。

教育次長（望主昭久君） 議第90号、令和元年度日野町一般会計補正予算の小学校の管理運営事業160万についてご質問いただきました。

160万でございます。需用費といたしまして30万、こちらにつきましては、教室の扉の戸車の部品を購入いたしまして、それで直していくということで、部品の購入代でございます。工事請負費130万でございます。こちらにつきましては、日野小学校の給水ポンプの更新工事を予定しております。小学校の高架タンクに水を上げるためのポンプを更新したいというふうに思っていますので、その部分で130万でございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 中西議員より、報第17号について2点ほどご質問いただきました。

まず、事故が多くあるということで、大変申しわけございません。それについての安全指導はどうかというところでございます。まず事業所として県の安全運転管理者協会に入っております、そこから安全運転についての指導パンフレットなんかを送ってきますので、そういったことは職員に周知するように、まずはしております。それと、折々の主監課長会等ございますので、事故等の件数の報告はその都度させていただいて、それを所属長さんにお示しさせていただいているというところでございます。それと公用車については毎年、大体60台程度が無事故・無違反運動に参加をしております、ステッカーを張りまして参加をしているということでございます。それと、毎年9月から12月の無事故・無違反100日運動ということで、職員を指名しまして運動に参加いただいているということで、そういったことで無事故・無違反についての啓発、取り組みをやっているというところでございます。職場の方では、出張される際には声かけを、気をつけていってほしいなということで、声かけをしてほしいということを促しているところでございます。

もう1点、ドライブレコーダーの装着でございます。これにつきましては、公用車を買いかえる際に、今は全ての車につけるようにしております。ただ、まだ更新が来ていない車はついておりませんので、全ての車ではございませんが、もう今、ほぼ大方の車に装着しているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは再質問をさせていただきます。

空き家対策等の計画を策定されるということなんですけれども、今年度中に発足されて、そこから審議されて、まず、来年度にはこの計画が策定できるという予定なのでしょうか。その点を1点、伺いいたします。

それと、ドライブレコーダーなんですけれども、自動車の場合は大変、保険を使

われていると思うんですけれども、過失割合とかがあると思いますので、早急に、ドライブレコーダーがあると、やはりいいと思いますので、ついていない車については早期につけるような方向ではいけないのかどうかということをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 空き家対策計画が来年度中にはできるのかということでございます。

計画につきましては、今現在組織しております庁内の空き家対策連携会議というのがございまして、その中で素案については順次整理をしながら準備を進めておりますので、来年度中にこの協議会において検討いただき、策定ができるというふうに見込んでおります。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） ドライブレコーダーについて、再質問いただきました。

おっしゃるとおり、ドライブレコーダーがあることによって過失割合というのがすぐ分かるということで、そこは今回、軽トラックの買いかえの補正をさせていただいたとおり、多分、恐らくそれでほとんどが装着が終わるんじゃないかなんかと思っておりますけれども、一応調べさせていただいて、確認をしながら対応してまいりたいなと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ありませんか。

9番、谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 私からは議第90号、令和元年度日野町一般会計補正予算（第4号）の中から、総務費の中で公用車管理事業、今ちょっと総務課長が申された軽トラックのことかなと思うんですけれども、備品購入費197万8,000円の内訳をお聞きしたいのと、その交通安全対策費3,400万、工事請負費でお聞きしまして、場所はトヨタカローラ、あおぞら保育所交差点、必佐幼稚園東側とお聞きしましたが、この3,400万の工事内訳というのか、それをお聞きしたいのと、観光施設管理事業のブルーメの丘の最寄りの、西大路のバス停の上屋の修繕工事ですけれども、これの120万の工事内容等をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 9番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 谷議員より、議第90号、一般会計補正予算についてご質問いただきました。

総務費の公用車の管理事業でございます。今回の補正につきましては、上下水道課で使用しております軽トラックの買いかえの費用でございまして、20年以上使っているということで、今回一定の基準に基づきます年数が来たということで、買い

かえというふうに対応させていただくものでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 次に、交通安全対策費の予算の内訳をとということでございます。

これにつきましては、未就学児童の経路の緊急安全対策ということで調査の方をいたしまして、その結果、対策が必要であるというふうにしたところについて計上させていただいたのと、あとは外側線と路面標示の消えているところの対策ということで、予算計上の方をさせていただいております。

内訳としておおむねなところでございますが、先ほど谷議員もおっしゃっていただきました、柵の設置につきましては約1,000万、それからポストコーン等の設置につきまして約50万、それからラインなり路面標示の消えているところの対応に2,350万ということで、計3,400万の予算を計上させていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま谷議員より、観光施設管理事業の需用費120万円につきましてのご質問を頂戴しました。

これにつきましては、現在近江鉄道バスの路線バス、日八線の西大路公民館の下に幅野町バス停というものがございます。こちらの部分につきまして、これまで近江鉄道の停留所として管理をされておりましたが、今般、見直しによりまして、一定地域のご了解を得られた上で撤去をするという方針が近江鉄道より示されたところでございます。しかし、日野町の一大観光地でありますブルーメの丘にはそのバス停を使って、シーズンになりますと非常に多くの方が公共交通機関を利用していただくということがございます。日野町の中で、公共交通機関を利用して観光地に来ていただくということは非常に重要なポイントかなというふうに考えておるところから、町の方が譲り受けをしまして、今現在、脇の腰板でありますとか破風でありますとか、天井等が一切、大分破損が著しいというところがございます。そういったところから観光施設の適正な、観光施設への誘客をしっかりと進めていくというところから修繕をさせていただく、その予算を見込ませていただいたものでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 今お聞きした、備品購入費は水道課の軽トラックを買うということで、確認がありまして、私、交通安全対策分のトヨタカローラ、3カ所の、この場所的にどれぐらいずつ費用がかかってくるのかをちょっと聞きたかったんです。

それと、このバス停ですけれども、やっぱりこのブルーメの丘に来られるという観

光客を誘客するためにも、デザイン的にそれにマッチしたように、ただ単なる、屋根は水が漏れないようにするだけじゃなく、ちょっとデザイン的にも考えていく、外壁を張るのも、それに似たようなふうの形にしていくというか、ちょっと目立つというたらおかしいけど、それにマッチするとか。以前、みかくのところも、はじめにつくっていただくときに、単なる屋根は鋼板張りとか、ほんたら、隣のトイレは瓦でふいているのに、こっちは鉄板張りということはマッチしないのと一緒に、この風景に合ったようにしていただくのがいいのかなと思いますので、その点またよろしくお願ひしたいと思います。

分かっているれば、ちょっとこの交通安全対策の内訳というのか、場所的なことだけお願ひします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 各交差点の防護柵の費用はどのぐらいかということでございます。

現在、準備の方は進めておるんですけれども、計上させていただいた段階での概算で、あくまで概算でございますが、トヨタカローラのところ、それからあおぞら園の交差点含めて約250万、1カ所当たりを計上しております。あと、ほかにも2カ所ほど防護柵の要望ございまして、設置の方を計画しておりますので、それぞれそれについてもおおむね250万、よって4カ所で1,000万というふうな感じの概算でございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） それで概算ということで、これから交通が安全に行けるようによろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） おはようございます。私からは2点、質問させていただきます。

まず、議第82号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定についてということですが、既に池元議員と齋藤議員から質問されて、いろいろお聞きされていますので、また私の方からは別の角度でちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議員全員協議会で、総務課長からこの議案の説明をいただいたときに、現行は町で定めておられる非常勤の特別職、たくさんありますよね。その多くがこの会計年度任用職員に移行するというようなお話を今、伺ったんですが、背景にあるのは恐らく働き方改革の同一労働同一賃金というようなものがあるのかなと思っているんですが、その観点から考えると、今、さまざまな非常勤特別職が、例えば役場の処遇で格付とか、それから採用、任期、いろんなものがあります。それがどう適用

されるのか、あるいは総務課で役場の職員に対する人事管理を、全般を管理しておられると思うんですが、それがどう適用されるのか、全く想像がつかないんです。たくさんの特別職があるから、全部お聞きするのは大変なので、ここでは全員協議会で例に出していただいた区長さんの場合、それから公民館長さんの場合、これが改正後どういう姿になるのか、その概要を教えてくださいなというふうに思います。

それと関連して、公民館の職員さんのうち、町雇用の職員さんは今現在、役場の嘱託職員であつたり、それから臨時職員という立場のはずです。それが今度の改正で会計年度任用職員というふうに移行するかどうかと思うんですが、それによって、もう一方で地域雇用の公民館職員さんもいらっしゃる。改正によって、その比較ということで何らかの影響が出るのかどうか、その辺も教えていただければと思います。それが1点目。

2点目については、議第83号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてということで、これも池元議員と齋藤議員から質問があつて、お二人とは気が合うみたいで、もう既にいろんなことを聞いていただいていますので、私からも単純な確認だけさせて下さい。下水道事業会計が地方公営企業法の適用を受けるということで、現在、公営企業会計は水道事業会計がそうですよね。水道事業会計を見ていると、例えば会計処理で資本的収支とか、それから勘定科目で長期前受金戻入とか、かなり特別な、水道会計でしか見ないような会計処理とか科目が出てきて、さらにはキャッシュフロー計算書というのも作成されていまして、そういう仕様というのは、今後の下水道事業会計でも全く同じものと想像していいのか、その確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上、2点です。

議長（杉浦和人君） 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 山田議員より、議第82号の会計年度任用職員の条例制定についてご質問いただきました。

何点かいただきました中で、まず私が全員協議会で説明させていただいた、ちょっと違う説明をしたのか申しわけないんですが、特別職の非常勤、その方々については、今回の制度改正で非常に任用が厳格化されたということを言わせていただいたと思います。それによって、全てが会計年度職員に移るのではなくて、法令で定まった非常勤の特別職の方、また、条例で定めている方でないためですよというふうになったということでございます。それで、地公法で改正された文の中に追加された言葉が、専門的な知識または識見を有する方というふうに入ったわけです。ですから、今回の条例改正で区長さん、それから公民館長さんというのは除外させ

ていただくという、そういった提案でございます。

その中で、区長さんと公民館長さんのこれからの姿ということでございます。まず1つ目の区長さんでございます。非常勤の特別職には置いていけないということでございますので、いろいろ内部で検討したところ、今、いろんな行政のお願い事とか地域の自治の活動なんかでご活躍いただいているというところで、まずは行政とのつながりは断ち切ることはできませんので、そういった関係を一定、報酬もお支払いして今まで関係をつくってきたという部分もございますので、今現在の区と町が契約を結んで、文書配布、また補助金の申請なんかのそういった一定の事務は、そういった委託契約の中で処理をいただけないかなということで、委託料をお支払いさせていただいた中で、これまでと変わらない関係をつくりたいなというふうに思っております。

それともう1点の、公民館長さんでございます。これも月額5万円という報酬で館長さんになっていただいております。ここについては、そのまま館の運営等もございまして、公民館長という役職を置いた中で会計年度任用職員に移っていただけないかということで、生涯学習課の方で館長会でご説明をいただいて、会計年度任用職員ですので、一定、任用の始まりから会計年度の終わりまでが1つの任期というふうになるわけでございますけれども、それで今現在の月額5万円程度のお支払いになるような時間単価で計算させていただいて、初年度はそういった対応で、任用職員に移っていただきたいというふうにお願いをさせていただいたというところでございます。

もう1点の、公民館には町の雇用の職員さん、それから地域雇用の方がおられるということでございます。今もそうなんですけれども、地域雇用にするか町雇用にするかというのは、地域で選択をいただいているというところでございます。今は地域雇用から町雇用に何とか移らせてほしいというご要望を受けて、町雇用の主事さんや用務員さんが増えてきたというところでございます。この制度が変わったことによってというのではなくて、賃金についてはほぼ同じような、町雇用も地域雇用も同じようなベースになっているかと思います。そこで地域でご検討いただいて、町雇用にしてほしいというご要望があれば、そういった対応をさせていただくということで考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） ただいま山田委員より、下水道事業会計の方が来年4月から企業会計化するというので、水道の事業会計と同様のそういった財務規程になるのかというご質問ですけれども、今議員さんおっしゃるとおり、水道事業会計と同様の財務規程となります。その他、具体的に言いますと、今の収益的収支と、そして資本的収支に分かれまして、それで損益計算書、キャッシュフロー、貸借対

照表についても同様のそういった書類がついて、新年度予算の方で提案するという形になります。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 下水道事業会計はもう、水道事業会計と全く同じ仕様やということですね。そういうことなんですね。下水道事業会計については、また委員会でお聞きする機会もあるかと思いますが、もう一方の会計年度任用職員に関しての、区長さんのことでちょっと再質問させて下さい。

今の区長さんというのは、今までは役場の事務嘱託員という立場、それからもう1つは自治会長という立場、これを兼ね合わせたような存在でして、どちらに軸足を置いておられるかというのは、その区の事情によっていろいろなんです、実は。今ほどご答弁で、区と町とが契約を結んでという形をご答弁いただきましたが、区の事情で、自治会の要件はある程度自治会らしいイメージで要件も備えているところは、自分が自治会長という、そういう意識の強い方がいらっちゃって、そういうところとは、そういう自治会とは契約は結びやすいかなと。イメージをはっきりしやすいかなと思うんですが、一方で、区によっては、区長というのは役場のやりとりをする担当の役員さんですと、だから区という、自治会という要件を、はっきり備えていないところも結構あるんです。幾つかあります。大字西大路と、それから日野地区の半分ぐらいがそうかな。そういうところとは、契約というのがなかなかぴんとこないというところがありますので、それならばこの際、自治会という定義というか、こういう要件で自治会ですよみたいな定義を整理されて、それを示された上で、それから、要件を備えた自治会の代表と契約結びますよということを整理し直すというか、逆にいい機会じゃないかなと思いますので、その辺をご検討されたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 区長さんとの委託契約について再質問いただいたわけですが、今回12月が終わりまして、また説明に出向かせていただくかなというふうには思っているんですけども、基本的には今、お願いさせていただいている広報の配布がございます。それと、広報の配布の謝礼もお支払いさせていただいている。それも含めて契約の中に盛り込もうというふうに思っております。あわせて、非常に自治会によって温度差があるというようなお話でございしますが、基本的にはお住まいの自治会の防災も含めて、そういった自治をまとめておられる方、代表の方ということでございしますので、いろんな各地区の行政懇談会等でもご要望もいただく、そういった町との代表になる方でございしますので、そういう意味では報酬にかわる部分としての、ちょっと内容的な表現は難しいですけども、契約を結びたいなというふうに思うところでございまして、大きな見直しと言われますと何

なんですが、今ある形をそのまま、少し活字で表現した中で、お互いに交わしたいなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 再々質問はしませんが、温度差じゃないんです。住民自治の仕組みでいろいろあって、契約と言われても、その契約先の区というのがはっきりしないという場合も、住民自治の仕組みの中では幾つかありますよということを申し上げているので、まずその要件をはっきりした上でないと、なかなか契約ということにもできないんじゃないんですかということは申し上げたので、それを整理したらどうですかという話です。

何にしても、今回の会計年度任用職員というのは、国の法改正ですけども、本当にこれがいいのかなと、甚だ安直ではないかなという気がしないでもないし、それで役場も何か大改正をせなあかんみたいな感じで大変じゃないかなとは思っているんですが、それならばこの際、町の人材という観点で、それぞれの役員がそれぞれどういう目的で設置されたのかみたいなことを原点から見直す機会になればいいのかなと思っていますので、そのようにご期待申し上げて私の質疑は終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） おはようございます。私の方からも、先ほど谷議員が質問されたんですけれども、令和元年度日野町一般会計補正予算の中から、観光施設の管理事業、これ、私もちょっと別の角度からなんですけれども、上屋の修繕で、これを見に行っただんですけれども、屋根がルーフでできていまして、先ほど福本さん言われたように、腰パネルが全部飛んでしまって、その上がサッシで、ガラス戸になっていました。それが全面破損して、もう何もない状態で、幅野町のバス停につきましては修繕ということで、屋根はどうされるんですか。塗装されるのか、あれを全部撤去して三角の屋根にされるのか、先ほど谷さんが言われたように、ブルーメの丘のニーズに合ったような屋根にされるのか、その辺ちょっと、先にお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 奥平君、質疑の番号を言っていたら、今後はありがたいです。

商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま議第90号、一般会計の補正予算に関しまして、観光施設管理事業の幅野町バス停の修繕に関しましてご質問いただきました。

現在、鋼板ぶきになっております。そして、ご覧いただきましたとおり、腰パネルは飛び、ガラスも破損しているという状況でございます。現在考えておりますのはガルバリウム鋼板ぶき、そして腰につきましてはパネルを張りまして、サッシも

全部取りかえという形で、一旦全部外してしまうという形で全面改修を考えております。デザインにつきましても、先ほど谷議員からのご質問、ご意見をいただきましたように、一大観光地ですので、一定何らかのデザインの的に、かたい感じといたしますか、一般的なバス停というイメージから少し、お迎えするのにふさわしいような形にしていければいいかなというふうに考えておるところでございます。

猛暑であつたりとか、休日を中心として非常に多くの方がご利用いただきますので、日野町に来て楽しめたなど、いい気持ちでお越しただいて、いい気持ちでお帰りいただけるように取り組んでいけたらいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7 番（奥平英雄君） 番号言いませんで、すいませんでした。

再質問なんですけれども、この通りに、下に向かってなんですけど、大石町、仲出町、あと2つバス停があるんですけども、これに関しては、町の方は管理はされていないのか、ちょっと分からないんですけども、大石町につきましては破損もなく、ただ単にちょっとさびた感じで、同じ建屋だったんですけども、仲出町につきましては正面から左側の下、腰パネルも飛んでしまって、手前側のパネルがもうへこみ、とれかけてある状態なんですけども、そちらの2つのバス停に関しては、町の方は全然何もされないのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） バス停につきましては、先ほど商工観光課長の、谷議員のご質問の冒頭にもございましたように、近江鉄道が経営改革の中で、全てのバス停については、地元が所有される場合は地元に移譲すると、それ以外は撤去するということでしたので、企画振興課の方を通じまして近江鉄道の意向を各自治会長さんにお伝えしましたところ、今現在、自治会でその後も管理するわと、今の建物で管理するわとご回答いただいているのは、仁本木と音羽のバス停というふうに認識しております。ちょっと詳しい資料が今、手持ちにありませんので、もう一度また確認させていただきますが、そのような地元のご意向の中でということで考えていますので、全てのバス停をまた町が全部管理するとなりますと経費もかかりますことから、ブルーメの丘のご利用のバス停については、観光ということで今回修繕をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7 番（奥平英雄君） ありがとうございます。自治会とまた話し合うということで、見ていますとほかのバス停からも乗られている方も多々、ブルーメの丘の方に向いていかれる方も、やっぱり他府県から来られる方は分からないので、どこのバス停に行ったらいいのか分からない方もおられるし、帰りにバスが来ないで、だんだん

下へ下って行って、次のバス停、次のバス停と渡って待たれる方も多々見られます。その中で、やっぱりできたら、また町の方も考えていただけたらと思います。

それと、北風が結構きついで、入り口の中に一応ベンチがあるんですけども、あれもパイプでできた冷たいベンチなんですけど、あれを木製にするとか、入り口をもうちょっと風の当たらないように、何か工夫できたらなと、私、個人的に思っていますので、要望として、またお聞き願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6 番、後藤勇樹君。

6 番（後藤勇樹君） おはようございます。私からは、大きく 2 点についてお尋ねしたいと思います。

まず 1 つ目ですけども、令和元年度日野町一般会計補正予算（第 4 号）の中から、9 款の消防費、防災活動費に関連して 1 つと、それから報第 15 号から報第 17 号に関連してお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤議員、議第 90 号でよろしいですか。

6 番（後藤勇樹君） はい、議第 90 号で。申しわけございません。

まず、防災活動費についてでございますけれども、私、この問題については、議員になりました当初から何度もお尋ねさせていただいております。5 年前の平成 27 年、もう今は退職されていらっしゃる池内さんが総務課長時代にも、岡山県の井原市の例などを資料として総務課の方に持っていかせていただきまして、いろいろお尋ねさせていただきました。その中でも、見積もりとして 6 億円ほどそのところはかかるというふうに伺っておりまして、一般質問や委員会の中でもお尋ねしますと、6 億円強ほど総事業費でかかるということをご回答いただいたわけですけども、岡山県をはじめいろんなところで Q P S K という新しい方式が採用されて、これによって約半分ほどの事業費でできているところもあるということを話しておりまして、検討してみるというふうにおっしゃっておられました。

そうしましたら、先日資料をいただきましたが、現在、総事業費が 2 億 8,207 万 7,000 円というふうに資料をいただきまして、Q P S K 方式ということで随分安くなってよかったなというふうに思う反面、昨日も若干ご説明いただきましたけれども、事業費が安くなるのはよいことなんですけれども、何がどのように変更されて安くなったのか、何が不要となったのか、この辺をもう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思います。また、愛荘町さんなどではアナログの時代から戸別受信機というものを全戸配布していらっしゃるわけですが、引っ越してこられた方に対しても無条件で無償貸与していらっしゃるわけですが、今現在国の方から特例がございまして、この件に関しては 100 パーセント起債で出しているというふうに聞いておりますけれども、これ、条件が無償貸与ということにな

っているようで、有償の場合はその条件に合致しないということでございますけれども、これだけ、6億強かかる予定だったものが半分以上になっているわけですので、できたら私、全戸配布できたらいいなと思うわけですが、これが今現在の予定では、約1,000戸ほどに配付ということであるというふうに伺っておりますけれども、なぜ全戸配布をされないのか、その辺もお尋ねしたいというふうに思います。

また、報第15号から報第17号につきましては、損害賠償の専決処分についてでございますけれども、最近公用車を含めまして専決処分される損害賠償案件が非常に増えているように思います。ここ何回かの定例会でも、たびたび出てきております。なぜこのように急に、公用車の事故をはじめこういった損害賠償案件が増えてきているのか、どのようにご指導されていらっしゃるのか。先ほど中西議員さんの質問の中にも、この指導というものについてはお尋ねされていらっしゃいましたが、またその指導についてマニュアルもきちんとお持ちになっていらっしゃるのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

また、報第15号の専第11号につきましては、金額的には3万6,050円でわずかなわけですが、この事故の詳細、これについてもお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 後藤議員より、議第90号に関連しまして、今後、防災行政無線等を活用した防災情報の伝達についてのご質問かと思います。

まず、日野町全域に防災情報をくまなく住民の方に伝えていくための手法として、当時防災行政無線を基盤として、屋外拡声器とあわせて戸別受信機を設置すると6億ぐらいかかるというお話はあったかと思えます。その当時ですと、議員おっしゃったように屋外拡声子局でございますと、違う方式が、今ですとQPSK方式という、非常に安価になってきたというのがまず1点、変わってきたというところが、議員おっしゃったとおりでございます。もう1点は、今回事業費ベースが非常に下がったというのが、戸別受信機でございます。それについては、防災行政無線での戸別受信機の1戸当たりの単価が、当時は多分、ちょっと覚えておりませんが、1台当たりが3万ぐらいで、その当時は8,000じゃなかったと思いますが、7,000世帯についても、2億7,000から3億かかるよと、それだけでかかるというような話があって、戸別受信機と屋外拡声子局を合わせただけでも6億近くなるというような話ではなかったかと思えます。

今回、その中で減額になってきたというのは、1つは新しく方式が変わってきたということで、防災行政無線についても非常に安価なものが出回ってきたというか、普及されてきたというのが1つでございますのと、戸別受信機については、防災行

政無線を活用を検討はしておったんですけれども、非常に電波の届く範囲が、東西桜と南比都佐は非常に弱くなると。それを届かそうと思うと、途中で中継局までつけないといけないというような設計の中で、業者の方から報告を受けたと。それじゃあ、何かいい方法はないのかということで、いろいろ全国で、ポケベル波とかいろいろな手法がある。ただ、基地局が大変遠くて逆に不効率というような話の中で、今回、FM波を使ってはどうかということで、それなら防災行政無線の5ワットでなくて、FM波ですと1,000ワットであると。それじゃあ日野町中、特別な中継局やアンテナを別につけなくても対応できるのではないかとということで、今回それで見積もってみようということで、安価になったというのが1つでございます。

もう1点、戸別受信機が、それですと1台が1万1,000円ほどですよということをおっしゃっていただいていた中で、今年の9月から各集落へ入らせていただいて、できたら戸別受信機というのは、町の方では町から発令する防災情報が聞けるだけというものでございますので、今、メールでお知らせさせていただいている内容とほぼ同じものが戸別受信機から、発令と同時にしてくるというものでありまして、それ以上に皆さんがもっと役立つものという、防災アプリというもので整備しまして、スマートフォンやタブレットでもっと広く防災の情報が得られるツールがあるじゃないかとということで、そちらをメインに町の方では考えておりまして、それで補えない方については戸別受信機で対応しようという考えでございまして、それで9月から各集落へ入らせていただいたというところでございまして、いろいろご意見等をいただく中で、もう戸別受信機は要らないよ、携帯があるからいいよと、スマホがあるからいいよという方もおられるというご意見を聞いた中で、600台ぐらいが必要になってくるのかなと。ただ、もうちょっと要望を聞いた中で1,000台、2,000台ぐらい要るのかなということで試算をさせてもらったということで、総額2億数千万ということで費用の算定をさせていただいたというところでございまして、戸別受信機を全ての方に置いてということは、今のところは考えていないというところでございます。今は補完的なものということで、将来的にはスマホなんかでも十分情報が得られる状態になるというふうに思っているところでございます。

あともう1点、事故のことでご質問いただきました。どのような指導をしているんやというようなお話でございます。中西議員に申し上げましたように、事業所として職員に、そういった交通事故等のないように努めるというのが務めでございますので、私も交通安全管理者という立場でございますので、そういった講習等を受けておるわけでございますけれども、今回の事故にあっては大変申しわけなく思うわけございまして、引き続き職員さんには所属長から、先ほどちょっと言いました、公用車で出かけるときにはやはり声かけをして、安全に行ってくれよというよ

うな声かけができるというようなことは努めていきたいなというふうに思うところでございます。あわせて、出張されるときには必ず伺書を、県外は違う紙で、県内については所属長に承認を受けるようになっておりますので、そういったときに声かけなんかをして対応したいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

マニュアルですけども、安全管理のマニュアルというのは、町の方ではつくっていないということでございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 報第15号、専決処分の報告についての詳細についてでございます。この事故につきましては、8月31日に桜谷こども園におきまして、環境美化作業を保護者と職員とで実施して、その中で草刈り機の作業中、飛び石があり、車のガラスを破損をさせたものでございます。このことにつきましては、草刈り作業についてはこういう事故が起こるというのは当然のことでございます。事前に範囲を定め、車の駐車位置についても気をつけていましたし、今までもずっとそのことについてはしっかりとやっていたわけでございますが、作業をやっている途中で、親切心というか、そういうところから少し範囲を広げて実施をいただいたということから発生したものでございます。このことにつきましては今後、このようなことが起こらないように、すぐにほかの園についても注意徹底を図っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 防災行政無線については大体分かりましたけれども、アプリにだんだん移行していくということで、その、今過渡期にあるということで、昨日もお話を伺いましたけれども、昨日の全協の中でのお話でも、私もちょっと質問させていただきましてけれども、アプリになりますと、家の中にWi-Fiの設備がありますと、このWi-Fiの電波を使ってアプリがちゃんと動くわけですけども、残念ながらWi-Fiをつけていらっしゃらないお宅もあるんです。パソコンも持っていて、あるいはタブレット、または携帯電話、スマホを持っていっぱやる家はWi-Fiを設置していらっしゃる方も多いんですけども、パソコンは無しでタブレットとかスマホだけの家にはWi-Fiがないというケース、よく見受けまます。そういった場合、Wi-Fiが来ていなかったら、携帯の通話用の電波に頼るしかないと思うんです、アプリも。ところが、その電波も届かない場所が結構ございます。

昨日もお話ししましたように、私が住んでおります、私事で申しわけないんですけど、鳥居平の本郷なんかになりますと、谷の中に入りますともうドコモ以外電波が届かないんです。私はたまたまその電波が届くキャリアなので、電波が届いてお

りますけれども、そこに来られたお客さんが a u さんとかソフトバンクさんを持っていらっしやると、全然届かない、圏外になっちゃっております。例えば小野に行きましても、小野の会議所を、カーブを回っちゃいますと、そこから上になりますと、ドコモでもリピーターという機械、中継増幅器、これを置かないと電波は届きませんし、a u、ソフトバンクになると、角を回った瞬間圏外になってしまいますし、そこで W i - F i がついていなかったら、いくらお金をかけて立派なアプリをつくらましても、このアプリに情報が入ってこないわけなんです。こういった場合も当然想定していらっしやると思いますけれども、このような場合、そういう電波の入らないお宅には、しっかり戸別受信機要りますかとお尋ねされたんでしょうか。私のところはお尋ねしていただいた記憶がございませんけれども、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、報第15号から報第17号につきましてですけれども、大体詳細は分かりましたけれども、報第16号、報第17号につきましては、これはどちらも公用車、自動車がバックしているところでぶつかった事故だというふうに、説明を聞いていると思うわけですが、夏にもございましたし、バックしながらぶつかるというケースは非常に多いわけですが、ただ単に安全運転について漠然とした指導であるとか、出ていかれるときに気をつけて行ってねという声かけ、これも大事だと思いますけど、こういったものよりも、バックのときによく起こっているのであれば、バックについての安全確認を具体的にしていくとか、あるいはそういった部分での教官なんかも、自動車学校の教官なんかもいらっしやると思うんです、をお呼びしていただいて、そういう本当に具体的な安全運転についての指導というの必要なんじゃないかなと思うわけですが、この辺はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 後藤議員より再質問いただきました。防災アプリを整備しても、なかなかつながらないお家があるんじゃないかというところがございます。

おっしゃるとおり、そういった家庭もあるのではないかなというふうに思っております。今回、集落へ説明に入らせていただいたときに、そこまで具体的に話し合いが細かくできたかというところ、ちょっとそこは確認はできてございませんけれども、そういった、今回は75歳以上で考えているということで入らせていただいたわけですが、そこはいろいろご事情があるということも、ほかの地域でもお伺いしておりますので、そういった個々のご事情については承りながら、戸別受信機が必要であればそういった対応も仕方ないのかなというふうに思っておりますので、そこは、新年度になりますけれども細かく対応してまいりたいなというふうに思っております。

それともう1点、安全管理のことです。特に車のバックの状態がということでもあります。そういった意味で参考にさせていただきたいなと思いますけれども、1つ講習会というのもございまして、あそこのクレフィール湖東に職員が行きまして、実際に走りながら、どういうふうに自分が思ったコースが走れないとか、そういった実技講習なんかもございますので、そういったものにも参加いただいているようにしておりますので、なるべくそういった機会も通じながら安全に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） いずれにしても、この防災行政無線、こういったものが前進しているというのは非常にありがたいことですし、私も感謝もしておりますし、うれしく思っております。ただ、やっぱりこういった防災情報が届くか届かないかというのは命にかかわることもございますし、また東日本大震災の経験をされた方のお話を聞いておりまして、防災行政無線が鳴ったから逃げたとか、家に置いていた戸別受信機が鳴ったから、私、初めて知って逃げたんだという方も結構いらっしゃって、多分避難された方の、何が起因で避難したかという、いろんな条件の中で第1位になっていたかと思っておりますけれども、非常に大事なもので、やっぱり命がかかっていますので、ぜひ今、課長おっしゃっていただいたように、細かいところまで、ぜひ住民さんのお話を聞いていただいて、必要なところにはつけていただくというのを、以前に比べたら3分の1ぐらいに、戸別受信機の値段もなっております。今、1万円前後であると思いますので、ぜひ対応していただきたいなと思います。これは要望ですけれども、ぜひお願いいたします。

また、公用車の損害賠償事故、こういった件につきましても、やっぱり私たち議員もそうなんですけれども、職員さんというのは、皆さんから見るといつもお手本のように、住民さんは見ていらっしゃいます。その行動をいつも注目していらっしゃると思いますので、できるだけ安全対策には、十分過ぎるということはないと思いますので、これからもしっかりと安全対策していただいて、こういった事故がたびたび起こらないように、それは事故ですから絶対ないようにはできませんけれども、極力こういうことが起こらないようにぜひお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

5番、堀江和博君。

5番（堀江和博君） 皆さん、おはようございます。それでは私からは1点のみ、議第82号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について、数点質問をさせていただきます。先ほど来、各議員よりご質問がございましたので、それを踏まえた上で割愛をさせていただきまして、それ以外の部分で質問を

させていただきます。

まず1点目でございますが、今回の制度改正によって、それが改悪といいますか、待遇が悪くなってしまうということは避けているということでございますので、その上で確認ではあるんですけども、フルタイムの方の給与は総額として増えるという認識でよかったでしょうか。それを、1点目にお伺いいたします。

2点目についてでございますが、雇用期間は、会計年度という言葉にもあるように、最長その会計年度内ということになるかと思います。ですので、制度的には継続という形ではなくて、毎年雇用をするという形式に移っていくかと思います。そのあたり、手続の変更、またその採用試験を改めてやるというような、形式的にはそういうことも話に出ていますが、そのあたりの手続はどうなっていくのか、変わっていくのかを2点目にお伺いをさせていただきます。

そして最後、3点目でございますが、今回、従来の特別職に当たる方々が、先ほどお話ございました区長さんはじめ任用職員のパートタイムの方だと思っておりますが、入っていかれると思います。そういった方々が多いかと思っておりますので、逆の質問で、むしろそのまま特別職でおられる方はどういった職の方になられるのかを教えてください。具体的な役職名がありましたら教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 5番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 堀江議員より、議第82号の会計年度任用職員の条例制定についてご質問いただきました。

まず、職員さんが移ることによって、特にフルタイムの方についてはどのように待遇が変わるかというところでございます。フルタイムの方については、1日の勤務時間、7時間45分というのがそのまま移行で、今の勤務体系と変わらない体系のまま移行ということにプラス期末手当が支給されるということで、当然支給総額については増えるということでご認識いただきたいと思います。

それと、雇用期間のことでございます。言葉のとおり、会計年度任用職員でございますが、任用が終わるのは会計年度の末日というふうになっております。ですから、次の4月1日の再度の任用という名称に変わるんですけども、再度の任用をするについては、安易な継続ではないということで、国の方からマニュアルが来ております。それ以前に、町の業務の中でその会計年度任用職員さんにお任せする業務が必要であるかというのは、それは大前提の話でございまして、その中で雇用を再度任用するかについては一定の評価をした中で、次の、再度の任用を決定するようと言われております。違う自治体では試験をしましょうとかいうところもあるかと思ひますし、個別の面談での評価をすると、そういった何らかの、再度の任用にあたってはそういったことをする中で決定しなさいよということが決めら

れているところでございます。

それから、非常勤の特別職でございます。今回区長さん、それから農業組合長さん、公民館長さんを除外させていただいたところでございます。残るところはというと、たくさんございます。審議会の委員さんとか、選挙管理委員さんとかたくさんおられますので、そういった専門的な知識のある方ということでご理解いただきたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

5 番（堀江和博君） 再質問させていただきます。

ただいまお話しいただきました点に関しまして、フルタイムの方は、総額はアップすると思いますというお話があったと思います。いろいろ調べますと、こういったことは多分ないかと思いますが、今回いただいた資料で、1週間当たり38時間45分、それが以上なのか未満かで大きく分かれると思います。悪い言い方をすれば、そのわずか1分でも少なければパートタイムに移行させてしまうということも可能だと思いますが、そういったこと、そういう可能性とかには留意をさせていただいていると言ったらいいのか分かりませんが、そのあたりについてのご認識、ある意味意図的に1日、今までは5日間来られて、定時の時間まで来られていた人を1日減らしてパートタイムに移すという、正当な理由があれば別なんですけれども、そういったこともなされるところも、もしかしたらこの世の中にはあるかもしれないので、そういったことに関してのご見解を再質問でお伺いをさせていただければと思います。

雇用期間につきまして、日野町としてはもう少し先のことですけれども、更新時期に入ってきたときに、どういう試験をされるのか。面接をされるのか、まだ今後検討していくのか、そのあたりの見解をお伺いさせていただければと思います。

最後、3点目で、ただいま区長さんとかのお話をいただきまして、たくさん委員さんとかがおられるというお話もいただきました。そういった意味で、今回、会計年度任用職員については、例えば守秘義務であったりとか政治的行為の制限などの服務についても、常勤の職員さんと同様に適用されるというふうなことになったかと思います。ただ、今まではそうではなかったかと、例えば区長さんであれ、個人の判断に任せられていた部分もあるかとは思いますが、そのあたりの服務の部分についての認識の周知といいますか、そのあたりをどのようにお考えなのかを、3点目に再質問させていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 堀江議員より再質問いただきました。

1つ目のパートタイムとフルタイム、恣意的なことはという話でございます。もう既にご承知のように、新聞等で報道あるかと思います。38時間45分を切ることに

よってパートタイムへ移行するという事で、非常に財政的な負担をそこでカバーするというような報道もされていたというところでございますけれども、町の方で今回、会計年度任用職員に移行するにあたって、まず各課の所属長さんにヒアリングをさせていただきました。そこで、総務課でございますので、財政的にまず考えた中で、非常に大きな財政負担というのはもう目に見えてございましたので、業務の見直しの中で、時短にはできないのかというお話をさせていただいたというところでございます。そういったヒアリングを終えた中で、最終的には幼稚園、保育所の方については人材確保も含めまして、パートタイムじゃなくてフルタイムでそのまま存置していかないと、園が成り立たないというような結果となったわけでございます。その他の業務については、一定時間の時短をご検討いただく中で業務が回れないかということで、それぞれご検討いただく中で、そこは若干時間の幅があるんですけども、7時間や7.5時間とか、幅はありますけれども、そういった対応をしていただくように、各所属でご努力をいただいたということでございます。

それから、再度の任用についての町の考え方でございます。実は、まだ方向は定まっておりますけれども、国の方が言われているのが、私たち一般職の職員、常勤の職員が人事評価制度に入っております、その制度に若干簡素な、そういった評価制度に基づいたやり方がマニュアルとして示されております、そういったものを基礎的なものとして所属長の面談等をしていただけたらというふうに、今、案の段階ですけれども思っているというところでございます。

それと、服務規程のことでございます。当然、今回の会計年度任用職員さんは一般職という枠の中に入りますので、地方公務員法の服務規程は全て適用されるというところでございます。ここは今後考えているんですけども、職員研修等も、この会計年度任用職員さんも受けていただく中で、いろんな部分について学んでいただくとか、認識いただくというふうなことも考えておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

5 番（堀江和博君） 質問は以上とさせていただきます。制度改正で大変な部分は多々おありかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、加藤和幸君。

4 番（加藤和幸君） 議第82号の、会計年度任用職員についてお伺いをします。既に池元議員、齋藤議員、山田議員、堀江議員から質問されていますので、できるだけそこら辺は割愛させてもらって、それ以外のところでというふうに思います。

この制度自体は同一労働同一賃金ということを目指して、当面非正規の職員の待遇改善と、そういうことが打ち出されていることかと思うんですけど、資料によりますと、来年度からのフルタイム職員の対象になる方というのは、この説明書によれば33人、基本的には幼稚園教諭と保育士さんというふうに伺っています。条例案の後に給料表がついてあって、この給料表は、後に出てくる議第88号の行政職給料表の1級、2級と全く同じものです。ただ、現実にはどのように運用されるのか、例えば、例として、現役で短大を卒業して保育士さんになられたというふうなケースの場合、正規の場合、非正規の場合、例えば初任給は、それでどのように格付されるのか。あるいは任期終了後に、今、再度任用されることは、あれによれば認められるとありますけれど、昇給についてはどうなるのか。その点を1点目にお伺いします。

それから2点目ですけど、更新といいますか、再度任用されるのに限度はあるのか。もし限度があるとすれば、その限度を超えて勤務したい場合はどうなるのか。新規採用の受験年齢とか年齢制限とかがありますので、その場合どういうふうにかえたらよいのか。

それから3点目は、先ほど山田議員が公民館の館長さんの任期のことを言われましたけれど、現在公民館の館長さんの任期は2年です。だから、制度的にはどういう形になるのか。それから2年目に移行するとき、それも先ほどありましたけれど、具体的にどのような手続を経て2年目に入るのか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 4番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 加藤議員より、議第82号についてご質問いただきました。

今回の会計年度任用職員さんの給与の格付の件でございます。1点目についてでございますけれども、今回、条例の方で給料表をつけさせていただいております。その条例の方の給料表につきましては、国の方が一定基準を示されておりまして、我々常勤の一般職の給料表と同じ給料表を使用しなさいというふうな、移行にあたっての指導でございましたので、同じものがついていいるというところでございます。ただ、会計年度の方については1級と2級の中で格付をしていくというようなものでございます。例えば高卒の正規ですと、1級5号というのが高卒の採用の募集している金額でございます。大卒ですと、1級25号が大卒の募集をしている初任給というふうなところでございます。

国の方はそういったものとは別に、会計年度については同じように、初任給がいくらで、昇給を経ながら最高号給を定めなさいというふうに言われておりまして、その、今回格付にあたっては、まずは今おられる方の処遇の格付、それから、こ

れから募集をして新規に雇用をさせていただく方の格付、ちょっと2つ考えないといけないということで、まず現在おられる方については、既にお給料の支給をさせていただいておりますので、その賃金をベースに、その給与表に直近の上位に格づけた状態で移行するというような考えでございます。時給に変わる方は時給に戻して、時給単価で一番直近の上位にさせていただいたというのが、今おられる方の対応でございます。新規に募集する方については、これは実は、詳細は規則等で定めてまいるわけでございますけれども、近隣の市町さんとの均衡を図る中で、初任給の設定、それから昇給を経て最高号給をどこまでにするかというのは、もう少し近隣の町の状況を見ながら判断していきたいなというふうに思っているところでございます。

昇給の幅でございますけれども、これも市町さん、いろいろ情報を聞かしていただく中では、4号給上がるところもあれば、2号給ずつ上がる、それから1号給ずつ上がるとか、3年で止まるとか、いろいろ皆さん考えておられると。まだまだいろいろ聞く中で、なかなか判断が難しいなというふうなところでございますけれども、基本的には町の業務を継続していく中で、一定の正規では補えない部分を担っていただいておりますので、その方を本当に確保させていただきたいという思いで給与設定を考えていかないといけないなというふうに思っているところでございます。

それから、更新の限度でございます。今回の改正で、再度の更新といいますか、任用というのは認められることになりました。これまでですと、地方公務員法の方で6月を基準として、6月を超えてもう一度6カ月の更新は許されていたんですが、それを超えてはならないというような規定がございました。ただ、いろいろな解釈の方法で継続されていたという経過がございますけれども、今回、この会計年度任用職員にあたっては、再度の任用は一定の評価をする中で、再度の任用を認められるというふうになりましたので、更新にあたっての限度というのではないというところでございます。また、年齢によって制限を設けるというのもふさわしくないというふうに言われているところでございます。

それから、公民館長さんの任期の件でございます。今は2年ということでお願いをさせていただいて、公民館長さんに就任いただいていたところでございますけれども、今回、大変申しわけないんですが、会計年度任用職員に移行するというところでございますので、そこは年度年度の任期というふうになるということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再質問をさせていただきます。

今のご答弁によれば、給料表、昇給幅についてはいろいろなので、今後検討した

いというふうなことでしたけれど、そうでなくても今、募集しても保育士さん、なかなか集まらないというのが現状かと思います。だから、そういうふうな意味で、これは日野町に限らず、全国的にどこでもの傾向かと思うんですけど、保育士さん、幼稚園の先生、学校もそうですけれど、やっぱりきちんとした待遇を出すということが求められているということだろうと思います。だからそういうふうな意味で、できるだけその処遇改善ということが実際生きてくるような、そういう対策をお願いをしたいと思います。これは要望ということになるかと思います。

それから、最後の公民館長さんの任期の件ですけれど、1年にというふうなことですけど、具体的に、だから例えば1年ごとに選考するとか、そういう形になるのでしょうか。それについてを、もう一度お願いします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 加藤議員さんの方から再質問を頂戴いたしました。

公民館長さんについての任期について、今回の会計年度任用職員の制度の創設に伴ってどのようになるかということで、ご質問を頂戴したところでございます。現在の各地区の公民館長さんにつきましては、地区からの推薦によりまして、今年度4月1日からの2年間の任期として委嘱をさせていただいているところでございます。今回の制度創設に伴いまして、この部分について会計年度内の任用という形に移行するものでございまして、後から制度がかぶさってきたことではございませんけれども、各公民館長さんについては、今年度1年の部分で一旦、委嘱については切れるという形でございます。来年度の4月1日から再度の任用という形で、1年をお願いしたいという形を考えてございます。

今後につきましては、これまでの慣行上、2年で地域の方からご推薦を頂戴していたというような実態もございますので、これに即した形で今後も検討させていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） ありがとうございます。いずれにしても、職員が働きやすくなるように、そして募集したときに、やっぱり人が来れるように、そういうような待遇改善になるようにお願いをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） それでは、1点質問をさせていただきます。

議第79号の固定資産評価審査委員会委員の選任に関しての質問でございます。地方税法の中で固定資産税の占める割合は非常に大きなわけでございますけれども、この適正な評価を行うということは非常に重要なことだというふうに思います。それで、今回評価審査委員として蓮花寺の奥野久宣氏を再任という形で選任されるわけ

でございますけども、この方は当然、専門的な知識を有しておられると思うんですけども、この方が選任されるにふさわしい理由といたしますか、主な経歴につきまして教えていただければ幸いです。

それともう1点は、任期は今回何期目になるのか、それについても教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 高橋議員より、議第79号の日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご質問いただきました。

奥野久宣氏の経歴でございます。奥野氏については県職の方で、もう今、既に退職をされておりますけれども、主に税務の職に長くお勤めになっていたということで、そういった意味で土地の評価等には詳しいという意味で、再任をお願いするというものでございまして、今回は2期目というものでございます。当初は平成28年の12月に選任いただいて、再度の、2回目のお願いというものでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 県の方で職員とされていて、固定資産の土地の評価とか、家屋の評価を長年やっておられたということですが、そのところを見込んで、審査員に選任されるということですのでよろしゅうございますか。再質問です。もう一度ちょっと、確認の意味でお願いします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 再度ご質問いただきました。

ちょっと細かく、どの期間にどの業務をされていたというのは手持ちがないんですけども、県の職員さんの、お勤めになっておられた期間の中で、ほとんどが税務の職というふうにおられたというところでございまして、特にそういった評価に係る部分は、大きくかかわっておられたというところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） ありがとうございます。よく分かりました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私の方から2点、質問させていただきます。

まず、議第90号、令和元年度日野町一般会計補正予算（第4号）について、15ページの6款・農林水産費についての案件です。土地改良事務事業で、ため池の耐震調査で2カ所ほど、1,500万の経費を使って調査を行うということを言われております。これは、聞いたところによりますと、国費の100パーセント補助で行うということなので、この中で、中山と杉の2つのため池を調査すると伺いました。この

2つを選定された経緯といいましょうか、根拠を教えてくださいと思います。

それともう1点は、報第16号、報第17号の専決処分についてです。お二人の議員さんからこの安全管理の件でご質問をされていますが、私もできる限り、このような交通安全に対しての再発は避けていきたい、再発防止はどのようにしていかなければならないのかということを常に思っており、質問とさせていただきます。公用車によるこういう交通物損事故、後藤議員も言われていましたけども、確かに多いように感じております。過去からずっと多いのか。こんな状態が蔓延しているのかどうかというのをお聞きしたいのと同時に、公用車を運転される際の運転許可、上司の方は、先ほど言われたように気をつけて行ってらっしゃいとか、伺書で許可しているようなことを言われているんですが、少し、何か甘く言っているんじゃないかなというふうに感じてならないです。そのように、運転許可はどのような形で、今、私が言いましたような、そんな安易な許可になっているのかどうか、その点、どうお考えなのか質問させていただきます。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 山本議員より、議第90号、農林水産業費の中での土地改良事務事業委託料についてのご質問をいただきました。

この土地改良事務事業については、ため池の耐震調査ということでの、今回、委託料での補正の提案をさせていただいております。2カ所のため池を予定をしているところですが、この選定にあたりましては、いろいろの選定にあたりまして、ため池の築造年代であったり、改修、地質、そしてため池の大きさ、堤体の高さであるとか幅であるとか、そしてそれを1回目の判断として、1次判定としていく中で、あと、このため池等につきましてもハザードマップの作成をしております。時間的な経過の被害の程度も分かっておりますので、そういうことを加味していく中で順位づけをする中で、上位2つというような形で選定をさせていただいて、今回提案をさせていただいたというようなことでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 山本議員より、報第16号、報第17号についてご質問いただきました。交通事故についての、再発防止についてということでございます。

まず、運転許可の件でございますけれども、1つは、県外出張については伺書によって総務課なりの合議がございます。それと、県内出張なんかについては、所属長のデスクのところに出張伺ということで台帳がございまして、そこで所属長が承認をしていくという、そういった形でございます。その中で、議員おっしゃるように、なかなか個別に安全の徹底についての指導ができていくかということ、そこはちょっと難しいところがあるということで、指導といたしましてはなかなかできて

いないというのが現状でございます。一般的な交通法規の中での職員としての適正な運転業務を行っていただくという意味で、日ごろからの指導はさせていただいているというところでございます。今後、こういった事故でございますけれども、過去を見ますと、公務の中での加害事故については、大体10件程度の前後で起こっております。今回についても10件を超えたということで、今後ともそういった事故についての意識をそれぞれ個人個人が高めるとともに、所属長からも同じように注意喚起をさせていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） まず1点目についての再質問です。

今回2つのため池ということで、上位2つを選定されたということを伺いました。同じような耐震調査が必要なため池はほかにもあるのかどうか。また、予定されているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

2点目の交通事故の件については、私の意見ということで述べさせていただきます。この交通事故に関して、後藤議員からも強く言われていますけども、公用車に乗っているんだという意識、例えば今の公用車の、日野町の名前をもっと大きくするとか、そういうことをもって、自分たちがこの日野町の背中を背負っているという、そういう意識づけをするために、教育ももちろんなんですが、非常に自覚というののもやっぱり必要じゃないかなと思います。そういうことで、日ごろから教育と、安全に対する個人の自覚を高めるための上司の教育、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目のみ、回答をお願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 山本議員より再質問をいただきました。

ほかにもため池があるのかというようなことでございます。このため池につきましては、日野町に農業用ため池が183ございます。その中で防災重点ため池ということで、堤防が決壊したときに人家等に被災があるため池というのが82ございまして、そのため池については平成30年度まででハザードマップを作成したというようなことになってございます。その82あるため池のうちの51が日野川流域土地改良区管理になってございまして、残るところの31のため池が耐震調査対象になるというようなことになってございます。今回、2カ所挙げさせていただいておりますのは、国費で100パーセントつけていただいておりますので、あと、調査対象にするランクが高いというの、あと3カ所ございますので、有利な補助がいただける中では対応をしていきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第79号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件の関係上、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第79号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって議第79号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 議第80号から議第90号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか10件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託につきましては、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしております付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時30分から再開いたします。

－休憩 1 1 時 3 8 分－

－再開 1 3 時 3 0 分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 午前中に中西議員より質問がございました、報第16号、報第17号での答弁の中で、公用車のドライブレコーダーの設置数が、本年度購入することではなくなるのではないかなというという回答をさせていただいたわけですが、半数ぐらいが設置が終わるということでございますので、今後精査する中で整備に努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 日程第4 一般質問を行います。お手元に印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、事前の通告に基づきまして、これより一般質問をさせていただきます。

今回の質問のテーマとして上げさせていただいた、公民館を核とした協働のまちづくりというのは、平成17年12月に策定されました日野町自律のまちづくり計画に書かれていた、重点課題7項目というのが示されていましたが、その1つに掲げられていた、町政の重要な柱として位置づけられていたものです。その後、平成23年3月に第5次日野町総合計画が策定されまして、その公民館を核とした協働のまちづくりという政策は全体の中に埋没してしまったのかなと思っていたんですけども、ただ、4年前の第5次総合計画中間年の総合評価の中で、公民館に対しては総合計画策定時から変わらぬ高い評価が示されており、今後、公民館活動へのテコ入れは重要施策であると考えられますというふうに書いてあったので、その書きぶりから見て、公民館を核としたまちづくりという考え方は、現在でも第5次総合計画の行間の中に踏襲されているのかなと、大事な町政の理念なのかなというふうに思っています。さらに、「テコ入れ」という表現が書かれていましたので、その公民館運営に係る制度の見直しということも含めて進めるという意味なのかなというふうに感じたりもしています。

そこで、自律のまちづくり計画から14年が経過したわけですが、現時点で町が当初に描かれたような公民館活動を通じた住民主体のまちづくりの構想は、どこまで実現できたのか。逆に構想どおりに進んでいないと、停滞しているということがあるとするれば、それは何が問題なのか。あるいは、その問題を解決する課題は何かなどについて、その辺を整理しながら、一部提案もさせていただきながら、課題整理ができるように一問一答で質問させていただきたいというふうに思います。

なお、現在の総合計画よりも前の話も幾つか出てきますので、それは今の担当課にお聞きするよりも町長に直接お聞きした方が早いのかなというところもありますので、何度か町長にお聞きすることをあらかじめご了解いただきたいというふうに思います。

まずは町長にお聞きするんですけども、平成17年といえば町長の町政がスタートした直後の話だったと思います。1年後ぐらいですか。同時に第4次総合計画から見れば大体中間年に当たるぐらいの年だったんですよね。そのときの現職の方と選挙で戦って町長になられたということですから、その第4次総合計画を引き継ぐということはもちろん一定ありながらも、それとは別に、それを上書きするような町長の方針も示す必要があって、それは当たり前のことなんですけども、そのために

この自律のまちづくり計画で、もう1つ、同じ時期に行政改革大綱というのを策定されています。この2つをもって町長の施政方針を示されたのかなと、当時思っていました。ただ、これは私がそういうふうに勝手に思っただけで、直接聞いたことなかったのを改めてお聞きするんですが、そういう理解でよかったですか。

議長（杉浦和人君） 8番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（藤澤直広君） 山田議員から、自律のまちづくり計画ならびに行政改革大綱についてご質問をいただきました。

今もご指摘ありましたように、私が就任させていただきました平成16年というのは、平成の大合併が全国で巻き起こる、そういう時代でありまして、そのときに日野町は合併しないまちづくりを進めるんだと、こういうことで、住民の皆さんの力の中でそうした方向を決めてきたということでございます。あわせて、平成16年というのは、地方財政対策におきましても大変な交付税削減ということが言われて、地方財政危機ということで、全国の自治体が財政問題で大変厳しい状況に追い込まれた年でもありました。そういう意味では、合併をしないという選択、さらには全国的な地方交付税の削減、そして一方で、当時地方分権改革ということが言われて、地方が自らの頭で考えて行動するような地方自治をつくろうやないかということが、全国的にも言われてきたと。そういうような様相がある中で、どういうまちづくりを進めるのかということが課題になったわけでございます。

これはまたご指摘のとおり、第4次日野町総合計画の中間に近い時期でございます。総合計画自体は議会の議決も得ておりますので、首長がどうかわろうとその10年の町の方向性を決めるバイブルのようなものでありますので、第4次総合計画に沿って、私が就任したときもまちづくりを進めるということでありました。

しかしながら、今申し上げましたようないろんな変化もある中で、改めて第4次総合計画を補完するという意味で、住民の力で地方自治を前進させる自律のまちづくり計画を、懇話会の議論を含めて答申をいただいてつくったというのが、この計画でございます。また、行政改革につきましても、当時から行政改革というのは、組織の合理化だとか人員の合理化をはじめ効率的な行政を進めるということで、改定といいたいでしょうか、作成が求められておりましたので、それもそういう総合計画、さらには自律のまちづくり計画を支える行財政の仕組みをつくるという意味で、行政改革大綱についてつくったと。行革の懇話会の議論も含めて作成をいたしたということでありまして、そういう、それぞれ住民の皆さんの議論の答申をいただく中で、町としてもそれをほぼ確認するといいたいでしょうか、その答申を受けて、2つの計画を策定して方針としたということでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 答弁書どおりでない町長のお考えが聞けてよかったです。ありがとうございます。

私は、実は自律のまちづくり計画、結構気に入ってしまっていて、30ページにもならんような簡単な計画なんですけど、思いは感じられるんです、その中から。結構気に入っています。加えて、自律のまちづくり計画以後、町長があんまりまちづくりのビジョンについて、明確にこうやということを示された覚えが、私はあんまりないもので、そういう意味では貴重なビジョンかなというふうにも思っていて、それ以前に私も、住民が取り組むまちづくりの拠点の公民館という考えは、それはあるべきやろうなと思っていますので、そういう意味で、なるべくならその実現に向けて、成果も最大限に発揮したいという思いでいろいろお聞きするということがご理解いただきたいと思うんですが、その中で、自律のまちづくり計画では公民館を核としたまちづくりを進めるために、仮称ではありましたが地域づくり委員会を設置しようということ提唱していたと思うんですが、その地域づくり委員会が、町長にお聞きするんですが、実現しなかったのはなぜなのでしょう。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 自律のまちづくり計画の中に、答申およびその受けた計画の中で、仮称の地域づくり委員会というものが位置づけてあります。それは、まさに地域住民の皆さんが主体となって、公民館を核とした協働のまちづくりを推進するための手法として、こういう考え方がいいのではないかとというふうな観点であります。特に、当時といいましょうか、公民館は社会教育施設でありますので、社会教育施設に特化した施設であるのかどうか、そうあるべきなのかどうか。しかし一方で、今もそうありますが、当時もそうありますが、福祉、地区社協だとか防災だとか、いろんなそういう、直接の社会教育活動でない部分についても、やはり地域の住民の皆さんの集まる拠点という役割を果たしておりましたし、果たしていくべきだと、こういうことだったというふうに思っていて、その中で、社会教育の観点とは違って幅広い取り組みをするにあたっては、1つこういうようなまちづくり委員会というものがあることも大事なのではないかと、こういう観点の議論であったというふうに思っております。

日野町のこうしたまちづくりといいましょうか、地域の取り組みにはいろいろな、もちろん7つの地区があるわけですが、それぞれの特性によって少しずつ変わっております。特に鎌掛なんかは運営会方式でやっておられるということもありますし、区長会が一定、かなりの仕切りといいましょうか、リーダーシップをとってやっておられるところもあると。それぞれ取り組みのありようは違ったわけでありまして、そういう中で住民の皆さんの力を結集する地域づくり委員会というものもあってはどうかと、こういうことだったというふうに記憶をいたしておりますが、

しかし、自律のまちづくり計画本体を進める中で、住民の皆さんがそれぞれの分野で大いに力を発揮して、取り組みを進めていかれる中で、改めてこの地域づくり委員会の組織をつくるというようなことよりも、既存の仕組みの中でやっていってはどうかと。それぞれのニュアンスといいたいまいしょうか、7つの地域の色合いは違うわけではありますが、既存の組織を活用するといいたいまいしょうか、充実強化する中で取り組むということになって、結果として地域づくり協議会の設置には至らなかったというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 前段で言っていた社会教育施設のあり方、その解釈の仕方というのは、多分今日の一連の話の肝の1つになるのかなと思うんです。既存の組織でその機能が果たせばいいじゃないかと、そういうことだと思うんですが。私は、それはそうなんですけども、地域づくり委員会という、割とイメージのはっきりしたものが必要なのかなと思っていまして、実は日野公民館だけは平成19年4月に地域づくり委員会を設置したんです。ところが、それがほかの地区に広がることはありませんでした。

ちなみに、ほかの同じ公民館を拠点にしている団体でいいますと、地区社会福祉協議会の地区社協、あれは先行して西桜谷が確か設置されて、それが、役場が促す形でほかの地区にも広がっていったというような、多分経緯があったかと思えますし、それから安全なまちづくり協議会ですが、あれは全県的な取り組みではあるんですけども、必佐がやらはったことを参考にしながら、これは多分小学校から依頼があったと思うんです。教育委員会というのか。ほかの地区でもつくるようになったと。そんな経緯があったんですけども、それやったら日野地区でつくった地域づくり委員会、これも町の計画で書いていることやから、町がそれをモデルにしながらほかの地区でもつくってくれへんかというようなことが促されたらよかったのかなと思うんですが、ちょっとそうならなかったのが残念やったんですけども、そういう考えはなかったんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 今ご指摘のとおり、先ほど私も申し上げましたけれども、7つの地域のいろんな色合いがありまして、そこでの安全なまちづくり協議会という名前も出ましたけども、それも7つの地域によっていろいろな仕組みといいたいまいしょうか、メンバーといいたいまいしょうか、は違うわけありますので、それぞれのところで自主的にその地域に合った取り組み、組織をつくってきていただいているということなので、なかなかモデル的にできたといいたいまいしょうか、できたところのことを、全てにそのパターンでどうやということにはしてこなかったし、ならなかったということでもありますので、そこはそれぞれの持ち味がプラスであったりマイナスで

あったりするわけでありますので、プラスの部分は共通認識で広がれば、広がらせる努力を町当局もすべきである部分もあると思います。

自律のまちづくりの根本は住民、それもそうですし、第5次総合計画も含めて、根本は住民の皆さんの力の中で意欲的な、意識的な取り組みをしていこうと、それを役場行政がしっかりと協働し、支えていく、そういうことが根本にありますので、根っここのところで上から、ここはこうやっているからああやるべきだというようなスタンスでは来なかった。しかし、それも度合いの問題で、ここでこういうええことをやってはるから、こちらも一度チャレンジしたらどうというようなことも、度合いの問題としては、私はあってもいいのではないかなというふうに思いますが、それぞれの地域の特性のある中で、それぞれが頑張ってきていただいていると。その結果、安全なまちづくり協議会につきましても、全地域で色合いや内容は違いますがけれども取り組みをやっていただいておりますし、地区社協もそのとおりでありますし、最近でいえば防犯だとか防災だとかいうこともやっていただいておりますので、進んでいるというか、やはり活発なところとそうでないところと、そうでないという言葉は語弊がありますけども、それはいろんな分野で、ここはここが進んでいるけれども、ここはここがちょっと進んでいないとか、この分野ではここが進んでいるとか、いろいろでございがあるというふうに思っていますが、そういう中で、それぞれ上といいましょうか、先例を見ながら、不均等に発展していくのもいいんじゃないかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） そうはいうものの、地域づくりという看板を出して、見た目の分かりやすさも大事だと思います。結局、日野地区の地域づくり委員会は設置してから4年目で発展的に解消したんです。NPO法人に生まれ変わりました。そのことはご存じですか。NPO法人になってから、公民館と連携はしているんですけども、やっぱりちょっと、若干距離は離れますから、公民館を核とした地域づくりというものとはちょっと違うものにはなってしまったんです。そういう経過があったということは一応知っておいてもらって、今ほどやりとりさせていただいたように、地域づくり委員会が結局、全町的に広がることはありませんでしたが、それであれば、今ほど既存の組織も活用しながら、いろんなあり方があってもいいんじゃないかというご答弁もいただいたんですが、組織体系でいえば、定義みたいなものです、どのようなものであれば公民館を核とした住民主体のまちづくりが実践できるかということで、ちょっと考えてみたいと、やりとりさせていただきたいと思うんです。

その前提で、日野町立公民館の管理運営に関する規則というのがあって、それに基づいて公民館運営委員会、それと公民館実行委員会というのがあります。これ、

それぞれがどんな役割を担うのかということをちょっと確認させて下さい。生涯学習課長にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今、運営委員会と実行委員会についてということで、役割についてご質問いただきました。

日野町立公民館の管理運営に関する規則第5条第1項におきましては、運営委員会のことが載っていますが、運営委員会の委員は、当該公民館の事業の企画実施につき調査審議するものとするとしております。また第6条第2号では、実行委員会は委員会あるいは専門部を構成し、公民館職員と協力して事業の推進に当たるとしてしております。各地区公民館では地域の特性を生かし、まちづくりを実践し、これらの役割を担っていただいているものと理解しております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今お聞きしたとおりで、実行委員会は名前のとおり、社会教育の狭義の公民館活動、社会教育のまさに実行部隊だと思うんですが、町長が自律のまちづくり計画で地域づくり委員会をつくりましょうと提唱されたときに、その時点では運営委員会も実行委員会もあったわけですね。その関係というのはどういう組み合わせになるのか、関係になるのか、想定されていましてでしょうか、当時。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 今、山田議員がおっしゃったように、公民館の運営委員会なり実行委員会というのは、ある意味では社会教育機関たる公民館のありようにかかわる問題であるというふうに思っておりますが、地域づくり委員会というのは、幅の広さがありますけども、狭義の社会教育の幅を超えて、その地域全体のまちづくりの取り組みについて議論をするような組織が想定されていたと、想定する、イメージするものだというふうに私は認識をしております。ただ、今、ここまで来ますと、公民館の行事として婚活もやっていただいておりますし、マルシェもやっていただいておりますし、広い意味で、狭い社会教育という意味じゃなくて、まちづくりだとか地域づくりという言葉もかなり幅の広い、解釈の幅の広いものでありますけれども、地域の元気のために頑張る公民館としての取り組みを、同じじゃないですけど、それぞれ7つの館が特性を持ってやっていただいておりますけれども、そういう取り組みになっていると。しかし、当時はやっぱり狭い意味の社会教育機関ということから、もう少し幅を広げた中での地域づくり委員会ということをイメージしたものだとは、もう前のことですけど、今もそう思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今ご答弁いただいた中で、さっきも言いましたように実行委員会は、確かに狭い意味での社会教育の実行部隊、実践部隊なんですけども、これは

日野公民館の場合だけやったかもしれませんが、平成18年度までの日野公民館の運営委員会というのは、いわば地域づくり委員会みたいな性格も持ち合わせていたんです。一方で公民館の管理運営を見ながら、もう一方でまちづくり、地域づくり、みんなちょっと話し合おうやみたいな、そんな機能も持ち合わせていて、それで19年度から地域づくり委員会をつくったときは、それまでの公民館運営委員会の地域づくり、まちづくりのその部分だけをピックアップして地域づくり委員会をつくって、一方その管理運営の部分だけを運営委員会が残したと、そんな経緯がありました。そういう意味ではさっき町長が言っていたような、既存の組織を生かしながらということになるのかもしれませんが、そんな取り組みの経緯がありました。

もう1つ、別の角度から生涯学習課にこれをお聞きしたいんですけど、先ほど来町長からも答えていただいていますように、自律のまちづくり計画の中では、公民館は福祉や防災といった社会教育法で定める公民館事業の範囲を超えたような活動も含めて基地的役割を担うと、そう書かれていたんです。現状、例えば福祉でいうと、地区社会福祉協議会、さっきも出てきました。防犯は安全なまちづくり協議会、人権では地区人推協、人権推進協議会という形で、公民館と同じ地区単位で、それぞれ公民館を事務局所在地というふうに置きながら、独立した団体として運営されているんですが、この姿というのはどういうふうに見ておられますか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま委員の方からご質問ございました、公民館におきまして、狭い意味での社会教育を超えた分野での活動がされていると、こういった内容のご質問をいただいたかと思いますが、公民館、このまちづくり計画ができる以前からも自主的な活動を、地域ごとの主体的な住民活動として行われてきたものというふうに理解しておりまして、この延長線の中で、各地区の公民館でそれぞれの、先ほどおっしゃられました地区社会福祉協議会ですとか、まちづくり協議会ですとか、こういった活動が組織されて、その事務局として、やはり人が一番集まりやすい拠点としての公民館が、事務局として置かれていると。こういった実情、実態があって、そこでまた相互に関係を持ちながら活動をやっていただけるということは、より一層地域のつながりを、まちづくりを実践していく中で、地域の課題を解決していく中でよいものになっていくのではないかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今、私がこのことをお聞きした意図というのは、まさに今の課長のご答弁にあった、自主的な、主体的なという言葉を使われましたけども、その部分でして、それは一方で確かにプラスの部分でもあるんですけど、もう一方で、それぞれが独立した運営をしている団体であるために、会務運営の仕事があるんで

す。分かりやすく言えば、会計を持って、役員会をして、総会をしてみたいな会務運営の仕事があって、それは本来やったら防犯は防犯だけ、福祉は福祉だけに専念したらええものを、余分な仕事を、何か負ってはるのと違うかなという気がしているんですけども、そうは思わないですか、生涯学習課長。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今、議員の方からおっしゃられました会務運営、事務局としての会計ですとか、こういった部分のことをおっしゃっていただいているのかなというふうに考えております。

この部分につきましては、以前、正規の職員が主事として配置していた時代についてより、地域雇用として公民館の職員を置いた時期で、もう少し幅広く運営できるのではないかなと、こういった議論もあった中で進められた経過があるのかなというふうに理解をしております。現在としましては、事務局として公民館に所在を置いた中で、いろいろな地域での特色を生かした形といいますか、そこはその地域の中でいろんな体制を組んで、事務局としてやっていただいているというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 余り負担ということでは答えていただけなかったんですけども、今、例に挙げた団体というのは、さっきも言いましたけど、もとは行政が促してつくったという経緯もある団体ですよ、それぞれ。それならば、行政がアドバイスとか助言をすることによって、公民館を拠点に一元化するということも可能ではないのかなと思っているんです。1つ前の話も考え合わせると、公民館を核とした協働のまちづくりというのを打ち出されたときに、公民館運営委員会の方で、そういう地域づくり、まちづくりの機能もあわせ持っているということであれば、それを軸としながらそれぞれの福祉の団体、あるいは防犯の団体とかいう機能を全部一元化して、一体した組織化ができたのではないのかなと思っているんですが、町長はあんまりこういうドラスティックな改革というのはお好きじゃないでしょうけど、一応聞いてみます。どう思われますか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 一元化ということができたのではないかということでもありますけれども、今言っていただいた地区社協の活動だとか防災の活動、防犯の活動だとかいうのは、それはそれぞれにおいて、なかなか深みのある部分でありますので、それを束ねるということで、かえって束ねる中での、それを指揮する人といいたしましょうか、については大変大きな負担と責任が生じる。それは地区社協を束ねていただいているだけでも、だけでもという言葉がめっちゃおかしいですけど、地区社協という組織を、地区社協会長さんが活動しはるのも物すごく大変な活動だという

ふうに思いますので、そこにいろんなものもひっつけて、こういう組織をつくったらいいいのではないかということもあるかしらんけれども、ちょっとそれは、特に日野地区のように大きな組織になると、こういう団体を束ねて、ここの執行部みたいなものになると範囲がかなり広がって、その負担感というか、どこで誰が責任と権限を行使するのかというのは、大変難しい課題だと思います。

一方で、先ほども言いましたけども、鎌掛なんかのコンパクトな地域になると、まさに区長会や運営会などが、あるいは公民館と連携をしているいろんなところを、近いところでネットワークを張ることができる可能性はあるなと思いますので、それはやはり、それぞれの地域のありようとかもあって、そこでやって取り組んでいた人たちの考えも含めてやらないと、役場から一律的にこうなんだというのはちょっと、上から押しつけても難しいのではないかなというふうな気がします。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 負担を一体何人の人に、たくさんに持ってもらうのがいいのか、あるいはその大きな負担を特定の人に持ってもらうのがいいのか、どちらも功罪あると思うんです。だから、これは多分建設的な話だと思いますし、これを役場が押しつけてというような言い方もされましたけども、やっぱり役場としては、町政として助言やアドバイスはしていくというのは、これは1つの制度設計なのかなと思いますので、今後もそんなことは研究、検討していくと仮定して、そのようなことが実現に向かう場合に、公民館を核としたまちづくりを、行政の担当窓口ということで話をお聞きしていきたいんですが、今現在、公民館は、生涯学習課の担当のお仕事です。それが最も適しているのか、あるいは別の担当窓口がよいのかということで、ちょっといろいろやりとりさせていただきたいんですが、何回もお話ししているように、お話を聞いているように、自律のまちづくり計画では、公民館が社会教育法の範囲を超えるような仕事、別の言い方で言うたら生涯学習課の仕事の範囲を超えるようなことを、その基地的役割を担う要員みたいなことを打ち出しているんですが、町長にお聞きするんですが、その場合の行政の担当窓口は、そのとき、自律のまちづくりを打ち出したときにどこがふさわしいということを想定されていましたでしょうか。

町長（藤澤直広君） 自律のまちづくり計画自体の策定については、これは当時、企画振興課が窓口、担当を所管いたしておりましたが、その中で、やはり公民館を核とした地域づくり、まちづくりということになりますと、公民館という住民の皆さんに一番身近なところの職場でありますし、それを管轄しておりますのは当時の社会教育課でございましたので、一義的には社会教育課が窓口になると。しかし、ことのありようによっては当然企画課もあったり、役場のその他の課も連携することとは当然のことではありますが、一義的には、窓口としては社会教育課が対応す

るというふうに、当時の議論といいますか、考え方だったと思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 今のご答弁の、一義的には現在の生涯学習課で、ほかの課も部局を超えて連携するということをベースにして、ちょっと掘り下げてみたいと思うんですが、まちづくりの中の重要課題の1つが、やっぱり産業経済の分野かと思うんです。これ、社会教育から多分一番距離が離れたような存在です。そこからちょっとお聞きしたいんですが、一昨年度ですか、西大路公民館がお茶の生産拠点を目的としたコミュニティービジネスの拠点という理由づけで、地方創生の拠点整備交付金を使って改修されました。そのときに生涯学習課は、実は公民館をビジネスの拠点と位置づけることにちょっと難色を示されたようなところがありまして、ちょっと工夫をされた説明や答弁を、当時されていました。前の生涯学習課長の話ですので、今の課長でどれだけお答えいただけるか分からないんですが、そのときにどういう建前の整理をされたか、分かれば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 西大路公民館につきましては、地方創生の交付金を頂戴して改修をさせていただいた部分と、それと地域防災の関係での起債を活用して改修した部分という形でさせていただいた経過がございます。これにつきまして、西大路地区が北山茶の生産地拠点であったというふうな部分から、そういったお茶の生産、また日野椀の振興というふうな形での部分を担うということでの地域だということで、改修をさせていただいたという経過があったというふうに思っております。ただ、先ほども議員おっしゃいましたように、ビジネスという部分についての内容につきましては、公民館活動というものとやはり一線を画す部分がございますので、人の集まっていただくという拠点の部分では必要な部分かと思っておりますけれども、公民館という社会教育施設の中で行われるものがビジネスというふうになるものではないかというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 当時の課長もよく似たような説明をされていました。第一には人づくりやと言わはりまして、その人づくりの結果、それがコミュニティービジネスにもつながると、そういう説明をされたんですけども、大変よくできた、ある意味苦しい説明やったんですけども、当時、私、生涯学習課長の説明を聞いていて、もっと公民館の役割は柔軟に考えてもいいんじゃないかなと思いながら聞いていたんです。なぜかという、そもそも自律のまちづくり計画の中に、公民館の活動の実践例として、コミュニティービジネスはどうやと書いてあるんです。そんなことを思い返したら、もうちょっと柔軟に考えてもいいのかなと思っていたんです。

町長に聞くんですけど、公民館の今の事業費そのものが全て一般財源、特別なこ

とをしない限りは特定財源で、制約されることはないですよ。ですから、さっき町長がおっしゃったことも踏まえて、生涯学習課を一時的には窓口にしても、ほかの部局を超えてつながる仕組みができひんのかなと思うんですけども、何かアイデアございますか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 繰り返しになりますけども、公民館自体が社会教育施設でありますので、一義的には生涯学習課が所管するというのが原則というか、ベースだというふうに思っております。ただ、おっしゃるように、狭い意味の社会教育活動だけでなく、幅広い人材育成をはじめとしたまちづくりの観点から、現在の公民館もいろんな拠点としての役割を果たしていただいておりますので、それについては当然、まちづくりという言葉でいえば企画振興課が一番大きな役割を果たすわけがありますが、例えば今、東桜谷地区では高齢者の移動支援の取り組みを住民の皆さんがされておられると。それは公民館の事業という位置づけではないかもしれませんが、やはりそういう、日ごろ顔を合わせている人たちがやっておられると、こういうことであれば、これはまた長寿福祉課ということになるわけありますので、それぞれの直接のかかわりが、その取り組みの中で濃淡はありますので一緒ではありませんけれども、それぞれの分野でかかわるところが地区社協であれば、当然福祉課なり社協なり、長寿福祉課なりがかかわってくるわけありますので、そこは役場の全ての課が臨機応変に連携をすることで、協働、もしくは指導という言葉はおこがましゅうございますが、一緒になって考えていくというような形にする必要があるし、そういうふうに私は日ごろから思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 考え方としてはそのとおりで、私もそれは同感なんですけども、お聞きしたのはその仕組みができひんかという、そのアイデアを聞いたつもりだったんですけども、これ、部局とこたわってしまうと、コミュニティーセンター化の話につながりますよね。私は、本音で言うと、公民館であろうがコミセンであろうが、効果が出ればどっちでもええんちゃうかというふうに思っていますので、とは言いながら、やっぱり仕組みはつくっておかなあかんのかなと思うんです。そういう意味でいうと、部局を超える仕事という意味では、認定こども園が今、そうやと思うんですけども、参考までにこども園の実際の事務の運営というのはどういうふうにされているのか、子ども支援課にお聞きしたいんですが、教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 子ども支援課におきましては、町内の幼稚園、保育園、認定こども園の全てを所管しております。平成28年までは、幼稚園については

教育委員会で管轄をされておりました。平成29年度に子ども支援課ができたときに事務が移ったところです。認定こども園についても平成29年度から新しく実施されており、子ども支援課の方で管轄をしております。

幼稚園事務につきましては、教育委員会の規則により、子ども支援課の職員に事務を執行させることが定められているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今、ご答弁の中で、こども園の話で規則という話が出てきたと思うんですけども、もともと認定こども園、国の方でいうたら内閣府がこれを担当しているんですよね。だからあんまり省庁の縦割りの影響というのを受けていないと思うんですが、町でそういうものができればいいんでしょうけども、それはちょっと、いきなりは相当難しい話だと思いますので、今おっしゃったように、最低限の行き来をする規則というのはあってもいいのかなと思っています。何でも透け透けでやるというわけではなしに、さっき町長がおっしゃったように移動支援、いわゆる地域の支え合いみたいなものも、一次の窓口は長寿福祉課でしようけども、これはまさに住民が主体的に取り組むまちづくりで、社会教育の一環でもありますので、その辺が連携とれるような、認定こども園の例をとって、ベースの規則というのはあってもいいのかなというふうに思います。一度その辺の検討、研究もしていただければなというふうに思います。

ところで話は変わるんですが、今回一般質問で公民館を核としたまちづくりということでテーマに取り上げさせていただいたのは、もう1つ別の背景がありまして、日野地区では社会教育活動補助金、いわゆる公民館補助金、この受け皿は社会教育団体というふうになっているんですが、その社会教育団体が日野地区運営協議会という団体になっているんです。この運営協議会、今年度に入ってから結構議論がありまして、激論と言うてもいいんですか、なっています、その辺の経緯を生涯学習課はご存じでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今議員おっしゃいましたように、日野地区の運営協議会の件でございますけれども、今年度に入りまして解散についての議論がされているということを伺っております。ただ、現在では日野地区運営協議会の本来の目的に立ち返って、存続する方向で議論されているというように伺っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） いきなり解散の話になったわけじゃないです。極端な話で、そんな話も出たというぐらいのものでして、ちょっと経緯を説明しますと、日野地区運営協議会は2つの柱を掲げているんです。1つは社会教育の受け皿の団体、もう1つは、日野地区のまちづくりをやりましょうという柱を掲げています。その2つ

とも、実は問題を抱えているんです。

一方の社会教育の補助金の方からお聞きするんですが、この生涯学習課は運営協議会が受けている、この現在の地区社会教育活動補助金、これは本当に無理がない制度だと思ってはりますか、お聞きします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 当該補助金制度につきましては、当時教育委員会、教育委員、社会教育委員、公民館長や住民の方々と関係職員が議論を重ねた上で、地域の状況や実態に即しながら制度設計をされてきたという経緯がございます。また、今日まで地区公民館からのご要望ですとか社会情勢などによりまして、金額の増額など、各地区の運営協議会などの意向を伺って修正を加えたり、柔軟に運用してきたというところでございます。今後もこの制度により対応をしていくことを考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） ここをもうちょっと掘り下げます。どういう議論やったかというのをかいつまんでお話しするんですが、もともと問題の出発点は、一方の柱で掲げているまちづくりが、運営協議会ではなかなか進まへんということが出発点やったんです。それやったら、これ、まちづくりの柱を掲げているのは恐らく日野地区だけなのかなと思うんですけども、ほかの館の場合は、公民館運営協議会という形ですよ、大体、多くは。ですから補助金の受け皿というか、主の団体やと思うんですが、なかなかまちづくりが進まへんねやったら、ほかの地区のように受け皿だけの団体になったらどうやという話がまずありました。

ところが、これは日野地区の経緯、経過にもよるのかもしれませんが、受け皿団体ということは、建前的にその団体が公民館事業の事業主体ということですよ。しかし、公民館の活動、運動会にしても納涼祭にしても文化祭にしても、誰も運営協議会が事業主体なんて思っていません。主催者と思っていません。多分本人さんらもそうっていない。という中で、そんな団体にほんまに存在意義があるんやろうかみたいなことで、極論の1つとして、そんなんやったら、もう解散したらどうやという話も出てきたという経緯なんです。ところが、本当にこれが解散して困るのは、公民館実行委員会の方なんです。本当に困るのは。

その実行委員会というのは、最初に確認させていただいたように、教育委員会の役場の規則でできている役場側の組織ですよ、どっちかといえば。ということは結局、この補助金というのは役場が役場に出している補助金ちゃうのかみたいなことになって、ちょっとその辺がなかなか難しくなってきたと思うんですが、その考え方、生涯学習課はどう思われますか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今のご質問につきましては、町が町への補助金ということでのお話でよろしかったでしょうか。申しわけございません。

この補助金の制度につきましては、日野町での公民館活動のこれまでの起こりといいですか、変遷の中でいろいろなやり方が検討されてきた中で、平成19年度に、各地区の公民館の職員体制を検討することも踏まえた中で、公民館の活動費についてを、どのような形ですればいいかというふうな議論をあわせてさせていただいた中で、今回の各地区の公民館が主体的に、また自主的に活動ができるという方策を多くの方に検討していただいた上で、現在の補助金制度が成り立っていると、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 質問させていただいたことの、芯の部分のお答えはいただいていないような気がするんですが、先ほどのお話の中で、柔軟に修正も対応もできるみたいな話も多分あったかと思いますので、その意味でお聞きするんですけども、ひょっとしたら行政が行政に出している補助金じゃないかみたいなことを解決できる、解消できる道筋があると思うんです。それは狭義の社会教育ということで捉えているからそんなことになるわけで、そうじゃなしに、先ほど来やりとりさせていただいているように、社会教育というのを住民主体のまちづくり全般やというふうに捉えて、その中で公民館活動はまちづくりの1つなんやと。逆に言うたら、まちづくりは社会教育なんやというふうに捉えて、それを対象とした補助金制度にすれば、公民館が公民館に出しているんちゃうかみたいな、そのイメージは払拭できるんちゃうかなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 議員からのご提案については理解をさせていただくところでございますけれども、これまでの公民館活動が住民の皆様方の力によって綿々とできてきたというふうな、日野町のありようの中で今後も進めていく形が日野町に整合したといたしますか、見合ったよい公民館活動の1つではないかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） そう言わずに、ぜひ柔軟に考えて下さい。大事なものは、住民さんにとっての成果を出すことです。必ずしも過去の固定観念にとらわれる必要はないと私は思うんですけども。さらに、今言ったような広い意味での社会教育の実施主体、事業主体が、先ほど申し上げたように公民館運営委員会というのを1つの母体にしながら、防災とか福祉とか、そんなことも組み込んだような地域づくり委員会、名前は何でもいいんです。みたいなものになれば、さっきから言っているように、そういう狭い意味での、行政が行政の公民館事業に補助金を出しているん

やというようなイメージは払拭できるのではないのかなと思っています。

それと、日野地区運営協議会の話に戻りますけども、出発点でまちづくりの話が思うように進まなかったというのは、それを掲げているばかりに、じゃあまちづくりの活動って何をするんやと、それが常に負担やったんです。なかなかそれがうまくいかないということが負担やったんです。しかし、さっき言ったように、ふだんは公民館活動をしていること自体がまちづくりの一環なんやというふうに捉えたら、自然体で動けます。ほんまに必要なときだけその議論をすればいいわけで、ほかのことを、そういう自然体の活動ができるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ、ちょっとそれも考えてほしいなと思います。これを行政で担当いただくのは、さっきから出ているように、一義的には生涯学習課というより、私は本当は中央公民館の役割ではないのかなと思っていますところもあります。

それと、中央公民館の話に持ってきていますけども、中央公民館が大事ななと思う理由がもう1つありまして、現状で町民の人から姿が見えるのは地区公民館しかないわけで、組織として中央公民館がありますけども姿が見えないわけで、その地区公民館の区域だけでまちづくりの課題というのが本当に出そろうのかどうか、これは総合計画を担当しておられる企画振興課にぜひお聞きしたいんですけども。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 公民館を中心とした各地区には、そこに住んでおられる地域の皆さんの特色とか、それぞれの課題があるということは、第6次総合計画のまちづくりの住民懇話会で各地区を回らせていただいた中でも、肌で感じさせていただいたところもありますし、住民の皆さんの言葉一言一言から感じさせていただいたこともございます。

そういう中で、各地区の現状とか地域性とかに対応したまちづくりに各地域で取り組んでいただいているというふうに思います。議員がご指摘いただきましたまちづくりの課題につきましては、こうした地域の取り組みが町全体につながるものもあれば、その地域独自のものもあるというふうに考えます。また、その地区という枠組みに属さない町全体の課題もあるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） その地域独自のものということなんですけども、まちづくりの課題、住民が取り組みそうな課題は福祉の分野、子育てとか、それからお年寄り、障がい者の福祉もそうですか、そういう福祉の分野をはじめ、例えば産業経済、さっきも言いました、そんな分野もあるし、自然とかいうのもあるし、歴史とか文化というのもあるし、防災、防犯、それから社会教育、もとの話の、いろいろある、多岐にわたります。それらの課題の中で、地区ごとに見ていくと結構偏って存在したりしています。ある地区の中ではほとんど1つのネタがないというような、多分

場合もあるかと思いますが、それがまさに今、正木課長がおっしゃった地域の特色、地域性ということになるんだろうと思うんですが、逆に町全体のまちづくりを考える場合、それを組み合わせてコーディネートせないかんですよ。実際、自律のまちづくり計画では、中央公民館で7つの地区公民館をコーディネートする人材を確保しますというふうに書かれていたんです。

ここはちょっと1つ、教育委員会の部分でもありますから、教育長にお聞きしたいんですけども。1つの地区でまちづくりが仮に完結しないという場合に、町全体の、住民主体のまちづくりの核となるような中央公民館が必要ではないのかなと思うんですが、お考えはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 公民館におけるまちづくりという観点で考えてみますと、それぞれの地区ごとの公民館単位で地域の課題に対応したり、またその地域の活性化を目指したさまざまな取り組み、事業をさせていただいているというふうに見させてもらっております。そしてまた一方で、農業ですとか商工業、また観光、福祉といったさまざまな町全体における分野におきましては、1つの地区だけでは完結しないということが多分にあるだろうということも思われますので、そうした内容については広範囲に捉えて、町全体で対応していくということが必要になってくるかなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 広範囲にわたる課題を町全体で対応していく、当たり前のことなんですけども、今お聞きしたのは、今日の一連の流れは、住民が取り組むまちづくり、その拠点としてコーディネートする中央公民館が必要ではないでしょうかとお聞きしたんですけども、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 現状におきましても、教育面でいきますと、組織としてでございますが、建物としてではございませんが、組織として中央公民館と位置づけたものがございまして、そこで町全体の課題に対応する、例えば町民大学を開催するとかいったこともしているところでございます。そうしたことで今、議員がおっしゃっているのは、さまざまな課題をコーディネートする組織が必要ではないかというようなことをおっしゃっていただいているのかなというふうに思うわけですが、その考え方や取り組みにおいて、全体を見通したコーディネートというのが必要でありますし、また、そういうところは各課がそれぞれ出てきた課題について協議しているということも、現実ではあるということでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） もちろん機能として大事ですよということもお聞きしているん

ですけども、と同時に、最初の方で町長にもお話ししたように、町民から見て分かりやすい、見た目の姿も大事ですよということも申し上げているわけで、枝葉の話もちよっとつけ加えますと、最近でははじめから地区、旧村単位にこだわらないコミュニティ、枠組みというのも結構増えてきています。そういったところと連携を図る場合でも、やっぱり中央公民館と分かりやすくある方が大事なかなと思っていますし、それと今、ずっと継続的な問題として抱えている、今の公民館運営は地縁型コミュニティ頼みみたいなのところがありますよね。その問題も払拭できるのかなというふうな気がします。

これ、ご答弁は結構です。今回、いろいろなことを提案させていただきながらやりとりさせていただいているんですが、もともとは全て、大体自律のまちづくり計画に書かれていたような話でありまして、ただ、14年前に理念が若干先行しながら、制度設計がそれに追いついていかないという部分もあったのかなと思いながら、それで14年間来たような気がしないでもないんですけど。

そこで、改めて町長に最後にお聞きするんですが、そういうようなことをもう1回整理、検討しながら、住民主体のまちづくりの広い意味での社会教育と捉えた上で、その拠点を公民館にするんやという制度設計をもう1回やってみようかというふうなお考えはないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 公民館が地域の拠点として、いろんな団体や人々が集まり、その地域のことを考え行動するまちづくりのセンター的な役割を果たすということ、山田議員おっしゃったように、広い意味での社会教育の発想のもとで、狭義じゃなくて広義に考えてやればいいんじゃないかと、こういうことについては、まさに当時の自律のまちづくり計画のときの理念でありますし、ある意味では今もずっと総合計画の中に息づいている日野の公民館活動というのは、住民の皆さんの力で企画し運営しやっていくというすばらしい歴史と伝統を持っておりますし、そういう社会教育を根っこに据えつつ、いろんな各種の取り組みが広がっているというふうに私は思っておりますので、そういうことがさらに一層広がることが大事であるというふうに思っておりますし、また、それがそれぞれの分野で完結しない場合というのはやはり、これは役場組織本体、この役場のそれぞれの組織がしっかりと受け止めて議論する、コーディネートしていくということが、私は大事なのではないかなというふうに思っております。

そういう中で、公民館の組織のありようについてももう少し見直すことが必要でないかと、こういうご提案でございますけれども、これは庁内部で先ほどありましたように、生涯学習課を窓口としつつ、企画課も含めて横串を刺すような仕組みを、認定こども園の規則のようにしてはどうかと、こういうような話もございましたが、

今、山田議員が提案されたことをどう受け止めるのか、受け止められないのかということは、内部的には一度、また議論をしたいなと思います。

さらに、公民館のあり方の問題については、今日のこういう議論があったことについては、公民館の運営委員会だとか社会教育委員会だとか、ちょっと名前が合っているか分かりませんが、そういう公民館所管の委員会等でもこういう議論が展開をされている中で、関係者の皆さんのご意見を聞くということはあってもいいのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 公民館の範囲を超える課題は役場でコーディネートすればいいんじゃないかと、そういう話だと思うんですが、であるならば、そうやと思うんですけど、中央公民館である必要もないわけやし、それでもいいのかなと思うんですが、であるならば、やっぱり役場の人づくりというのを同時にもっと進めていかなあかんのと違うかなというふうに思います。

私、一般質問の最後に、まずは人づくりですよということで終わるケースが多いんですけども、最後に蛇足かもしれませんが、ちょっとつけ加えますと、ずっと役場の職員さんを見せていただいていると、ボキャブラリーの豊富な方が多いです。思いませんか。何かいい感じの言葉をつなぎ合わせて、いくらでも話を続けていかはるという人、多いです。私にはないスキルやから、感心して見ています、ほんまに。ただ、そのいくらでも続けた話を、全体を俯瞰してみて、それがどういうロジックの組み立てになっているのかということを見直す人が、逆にあんまりいないのかなと、そんな気もしています。そのロジックの組み立てをやる訓練というのが、やっぱり制度設計をしたり、ビジョンをつくったり、プランニングしたりというスキルなのかなと思います。

けさの午前中の質疑で、区長さんのあり方、あれも、宇イコール区イコール自治体って、そんな単純な構造じゃないですよ。考えなあかんことがいっぱいあります。その考えなあかんことがいっぱいある仕事について、ぜひ果敢にチャレンジしてもらって、ほかの部署でもあると思うんですが、そういうスキルをぜひ磨いていただきますようにご期待申し上げて、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、3 番、高橋源三郎君。

3 番（高橋源三郎君） 事前の通告に従いまして、質問をさせていただきます。私は、水道事業に経営感覚を持ち漏水調査員の配置をとということで、2 点質問をさせていただきます。

まず1 点目ですけども、町の水道事業には市場原理というものがほとんど働いていないように思います。飲料水という商品を県から買って、それをそのまま住民や

商店、企業に売するという行為は、税金や保険料の徴収とは形態が異なりまして、これは事業経営という視点に立って考えなければならないと思うところです。それゆえ、水道事業を営む以上は経営者感覚とコスト感覚というものが非常に重要になってくると思います。そこで、水道料を県下の17市町と比べると、日野町が一番高い現状となっているわけですが、これは決算特別委員会でも質問しましたがけれども、もう少し詳しくお尋ねしたいと思いましたので、質問をさせていただく次第でございます。まず、水道料金は多少高くても、競争相手がいないから必ず売れるという考え方がもし頭の片隅にあるとするならば、これは住民サービスの観点からも許されないことだというふうに思います。

そこで、私は資料を準備してきました。3枚あるんですけども、資料のナンバー1からナンバー3まで、お手元の資料を見ていただきたいと思います。ここにも拡大した資料があるわけなんですけども、資料ナンバー1の上の棒グラフ、この上の棒グラフは供給単価と主な比較をあらわしているわけでございますけども、水道料金が、滋賀県下では日野町が一番高いですけども、40パーセント高くなっています。これは右の比較を見ていただければ分かると思います。この原因ですけども、滋賀県から買っている水の単価、すなわち給水原価がもともと高いことが理由の1つに考えられると思うわけですけども、それは日野町の配水池の位置が近江八幡市にある馬渕浄水場から距離が遠いことや、土地の高低差が大きいことが原因していると考えられるわけでございます。それゆえに、給水原価を近隣の市町と比較しましても当然高くなってくるわけですけども、これも資料ナンバー1のグラフの下の方を見ていただきますと、下の方は給水原価が書いてあります。この給水原価を見ますと、やはり日野町も高い、豊郷町も高いですけども、日野町も高くなっております。

それで、どのぐらいが高いかというと、これも29パーセント高くなっているところでございますけども、日野町におきましては、熊野・平子地先の簡易水道の給水原価を見てみますと、1,000円を超えているわけでございます。非常に高いわけですけども、実際には平子・熊野地先でも上水道と同じ料金が設定されているということでございます。そこで、令和3年度には県から買う水の量とか価格の見直しがあると聞いておりますけども、それに向けて、県に対して、日野町は琵琶湖から遠いというハンデがあるわけですけども、そういうハンデにかかわらず近隣の市町と同じような価格にさせていただけるように、交渉の余地があるのではないかと考えるところですが、町当局の考えをお伺いします。

次、2点目でございますけども、日野町の上水道の有収率についての質問です。この有収率というのは、簡単に言いますと買う水の総量と売る水の総量の比率でございますけども、次に資料ナンバー2を見ていただくと、その表が書いてあります。買った水の量に対して売った水の量が近いほど有収率がいいということで、その差

が大きいほど有収率が悪いということでございますけども、この表は今年町が作成されました第2次日野町水道ビジョン（案）を参考にして私が作成した、上水道の有収率の各市町の比較表と棒グラフでございますけども、下の表は上の表を、ちょっと分かりにくいので拡大しております。この拡大した表で説明をさせていただきますと、日野町の有収率の平均値は、29年度ですけれども、87パーセントということで、ちょうど県の、17市町の平均値と同じ数字になっているところでございます。

ところが、昨年度はどうだったかといいますと、資料ナンバーの3番の方、3ページ目を見ていただきたいと思います。この下の方に棒グラフがありますけども、平成27年から年々下がっていて、昨年は、この表にもありますが85.2パーセントということで、年々下がってきているところでございます。このことが経営を圧迫しているのではないかなと思うんですが、県の平均値だからいいのではないかなと思われるかもしれませんが、これで安心してはいけなと私は思うところです。この有収率をできる限り高めていくための、行政としての努力が必要なのではないかなと思います。

ここで、また資料ナンバー2の方に戻らせていただきます。この資料ナンバー2の右下の方を見ていただきますと、グラフの左から順番に、棒グラフ、草津市、大津市、近江八幡市、栗東市、そして守山市、これらは90パーセント以上を達成されている市町でございますけども、特に草津市と大津市は94パーセント以上を達成されています。日野町と10パーセント近く差があるわけですが、また、先日隣の竜王町さんの方に聞いてみますと、ここにありますように、竜王町は29年度は87.5パーセントだったのが、昨年は91パーセントを達成したということをお聞きしているところでございます。かなり改善されているということが分かりました。

このことを前提として、次に資料ナンバー3番のデータの説明に移らせていただきます。これは上水道の業務量と有収率、漏水率等の推移を5年間分集めて表にしたものでございますけども、この中で私が言いたいことはこの表にまとめてあるんですけども、配水量①から有収水量②を引きますと、差が③として出てきて、これを漏水等の量と考えた場合に、この漏水等の量が、30年度を例にとりますとかなり大きな数字となっています。年間で39万7,000立米、これは委員会でも申しましたように、深さ1メートルで長さが25メートルのプールに換算した場合には、1日当たりプール3.6杯分、1年間では365日分となりますので、プールでいうと1,325杯分に相当します。

さらに、これではぴんときない場合、農業用水として見た場合に、仮に水位10センチの水田面積に換算しますと397ヘクタール、町歩ということですが、になります。これは統計データの表から割り出しましたけども、日野町全体の農業用の水田面積の、実に24パーセントに相当する水の量に当たります。今でこそ琵琶湖

逆水が整備されまして、田んぼの水の取り合いもなくなりましたが、当時なら考えられないような水量で、今でさえもったいないという一言で済まされる問題ではないというふうに思うわけでございます。これほど大量の飲料水が、無駄に地面に捨てられていることになるわけです。

そして、これをさらに別の角度から考察しますと、さらにこの表の右の方になるわけですが、30年度を見ていただきますと、1立米当たりの供給単価、これが228円94銭となっております。これに漏水等の立米数を掛けますと9,100万円余りとなりまして、昨年度の場合は、これだけの水道水が無駄に捨てられていることになります。また、これをさらに給水原価の方で計算しますと、206円78銭ということで、8,200万円余りとなりまして、これは大変な額でございます。

この漏水等の中には、決算特別委員会で池元議員が質問された、その回答で、塩素の濃度が薄くなってきているので、その調整のために夏季の間はこれを水抜きしているというふうに答えられました。水抜きしているというのは、結局排水路へ捨てているということになるかと思うわけでございますけども、皆さんの家庭でもし仮に、自分の敷地内で毎日15パーセントの漏水が分かった場合はすぐに工事業者を呼ばれて、漏水箇所を調べてもらって修理を依頼されると思うわけでございますが、個人であっても行政であっても、それは同じことだというふうに思います。このように、昨年は1億円近い水道料金が無駄になっているということでございますけども、もし民間でしたらこれは大変なことで、完成した製品の15パーセントが廃棄されるとなると、大きな損害が発生するわけでございます。

それゆえ、私は質問と提案をしたいのですが、水道管の老朽化によって、毎年計画的に水道管を新しいものに更新されていると思うわけですが、にもかかわらず漏水等の率が逆に毎年増えているような現状でございますから、この対策として漏水調査の専門員となる人を常勤で雇って、かつまた漏水箇所を発見する精密な機械があるのであれば、それを購入するリースで借りるかなどして、一日も早い漏水対策に乗り出していただきたいというふうに思います。日野町の有収率を、100パーセントはもちろん無理でございますけれども、最低でも90パーセント以上、そしてできるならば95パーセント以上を達成していただき、令和3年度には見直しもあると聞いていますけども、水道料金の思い切った値下げにつなげていただきたいと思うわけですが、町当局の考え方なり今後の対応策について、具体的な考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 水道事業についてのご質問をいただきました。まず最初に、県

の企業庁に対して、近隣と同じ給水原価にしてもらえるよう交渉してはどうかと、こういう提案でございます。

まず、給水原価につきましては企業庁に支払う受水費に加え、人件費をはじめ維持管理に必要な経費、また減価償却費等が含まれておりますことから、それぞれの市町で給水原価の違いがございます。県企業庁に払っている受水費の単価は県内で統一をされております。日野町では、全て企業庁から水道水を購入していること、地理的な条件で配水池や加圧所が多くあるため、他の市町に比べて給水原価は高くなっております。日野町の給水原価において5割程度を占めている受水費の影響が大変大きいことから、県企業庁に対して契約水量や基本料金等の引き下げを要望しているところでございます。

次に、日野町の有収率を90パーセント以上、また95パーセント以上達成するために対応すべきだということでございますが、平成30年度の有収率は85パーセントで、県内では平均値となっております。有収率が低い原因は、水道配水管の老朽化による漏水が主なものでありますが、日野町の場合は、水道配水管が末端部分で終わっている箇所が多くあり、水道水が滞留することから、6月から10月の比較的気温の高い時期には、水道法で規定されている残留塩素濃度を確保するため、末端部分で水道水を排水しており、漏水量の約4分の1を占めている状況でございます。そこで、有収率の引き上げに必要な対策としましては、現在企業庁で残留塩素濃度を引き上げる機械設備の設置が行われており、来年度からは残留塩素濃度の確保に必要な水道水の排水を抑えることができると考えております。

また、漏水頻度が高い区間における水道配水管の布設がえ工事の実施と定期的な漏水箇所の調査を専門業者に委託を行うなど、有収率の引き上げに努めておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 塩素濃度を確保するために、県の企業庁で残留塩素濃度を引き上げる機械設備を設置していただく、そういう対応をとっていくということで、前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

また、漏水対策につきましては、専門業者に委託して行うという回答をいただきましたけども、そこで1点再質問なのですが、日野町の場合、27年と30年の有収率を比較しますと、ちょうど5パーセント悪くなっています。この5パーセントで、金額的には9,100万から5,500万を差し引きますと、約3,600万円悪化しているということになります。この3,600万円をさらに低下した5パーセント分で割ってみますと、1パーセント低下するごとに720万円の損害が発生しているということで、これを1パーセントずつ向上させていく努力が必要かと思います。これによって、1パーセント向上されるごとに720万円の経費が節減されることになりますの

で、これは非常に重要な対策だというふうに私は思っています。

そして、あと90パーセント、あるいは95パーセントを達成していただきたいわけですが、私の質問に対して、漏水調査員を置くかわりに専門の業者委託をすることに対応するという回答をいただきました。もし、この専門の業者委託で対応する場合と、そして自前の専門員の配置をした場合とでは、かかる経費はどれぐらい違うのか、もし計算しておられるのであれば教えていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 今の高橋議員の方からの、漏水調査の関係で、専門職員の配置と、それと専門業者委託ということで、その差額ですが、正直、正確な計算まではしていないんですけれども、ただ、専門職の採用となりますと、これは人件費となって相当な金額の方が発生しますので、そういう意味で適時専門業者の方に業者委託する方が安価で、安く対応できると、そのように考えております。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 再質問で申しわけないです。

専門の業者に委託した場合に、漏水箇所を発見する確率が高いのか、自前の専門員を雇った方が高いのか、その辺は、もし分かるようでしたらお答え願いたいし、分からなかったら、経費的にどちらが有利なのか教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 再質問いただきました。

今の漏水調査につきましては、一定町の方で、それぞれの配水池の方で水の流れというのをしっかりチェックさせてもらっていて、その水の流れによっておおよその漏水箇所について想定できますので、その想定する範囲での専門業者へ委託ということになりますので、そんなに高くはないと、そのように考えておりますし、そういう意味では、そこその確率といたらちょっと曖昧ですが、そこその確率でそういう漏水が発見できるということで、そういった結果になってございますので、そういった手法で引き続き進めていきたいと、そのように考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 漏水は、1パーセント悪くなるごとにかなりの経費が無駄になりますし、1パーセント上昇されるごとにかなりの経費が節約になると思いますので、これからその対策について十分頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時15分から再開いたします。

す。

－休憩 14時54分－

－再開 15時15分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、私からは一問一答方式にて、大きく2項目についてお尋ねしたいと思います。まず1つ目でございますけれども、工業団地周辺道路および県道西明寺安部居線についてお尋ねいたします。

本年の9月定例議会の一般質問におきまして、日野第一・第二工業団地およびダイフク滋賀事業所や周辺住民から長年要望を出されております周辺道路の安全確保や、渋滞緩和に向けた対策をお尋ねしましたが、その後の進捗や今後の見通しなどについて、お尋ねいたします。また、去る11月22日に第一工区起工式が挙行されました県道西明寺安部居線改良工事についても、その現状や今後の見通し、第二工区に向けた展望などをお尋ねしたいと思います。

まず、日野町第一・第二工業団地およびダイフク滋賀事業所周辺の安全確保や渋滞緩和に向け、9月の定例会におきまして一般質問させていただきました。その後、どのような進捗があったかをお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま、工業団地周辺道路に関しましてご質問いただきました。

日野第一・第二工業団地およびダイフク滋賀事業所周辺の道路の安全対策や渋滞緩和に向けて、9月議会一般質問後の進捗につきましてですが、10月23日に日野第一・第二工業団地企業協議会およびダイフク滋賀事業所が、町議会のご尽力をいただきまして三日月知事と直接面談をいただきました。その場で国道307号の渋滞緩和のための交通安全施設の設置、道路改良等の要望をされたところでございます。町からは総務政策主監、そして建設計画課長が同行させていただいたところでございます。懇談の席上、杉浦議長より企業、県、町による情報共有の場の必要性をお話いただきまして、知事からは企業の課題を共有する場も必要というご回答があったところでございます。現在、日野第一・第二工業団地企業協議会、ダイフク、県、町による協議日程を調整させていただきまして、来週に開催をさせていただく予定で進めております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、商工観光課長の方からお話ありました、10月23日は第一・

第二工業団地企業協議会さん、それからダイフク滋賀事業所さん、安田総務政策主監、高井建設計画課長、杉浦議長さん、それから谷副議長さん、そして山本産業建設常任委員会の副委員長さんとともに、一般質問の質問者でありました私も県庁の方に、知事公邸の方へ行かせていただきました。いろいろお話をさせていただいてる中で、三日月知事の方からできることをしっかり進めていきたいという非常に力強いご回答をいただきましたけれども、具体的には、町としてはこの後どういうふうに進めていく予定があるのか、どういうふうに関与していかれるのかということについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま、今後の町のかかわりといいますか、具体的にどうかかわっていくのかということでご質問いただいたところでございます。

来週協議をさせていただく場といいますのは、まずはやはり顔合わせになるかなというふうに思っております。そういう中で、企業さんのご要望いただきました切実な内容がございますので、そういったところの情報共有、そして県の道路アクションプログラムであったり、そういった状況につまましての共有というものも非常に大事なところかなというふうに思っております。ただ、道路が一足飛びになかなか進まないという状況も、現実あるかというふうに思います。そういう中で、やはり情報共有をしながら、行政の流れであったりとかそういったことを共有していただきながら、相互に今年の事業計画、来年の進捗であったり数年先までの計画を見通す中で、具体的な情報を直接お話しいただく中で、伝えていけるところからまず始めていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 三者の方でこれから協議していくということですので、三者協議会的なものを立ち上げていかれるということなんですか。定期的にこれからずっと、そういった協議会を開催して進めていくというふうに受け取ったらよろしいんですか。それと、この安部居の、ちょうどダイフクさんが通勤に使われていらっしゃる道路、ここのところはもう十何年前からずっと要望が出ておりますし、住民さんの方も非常に危険であるということで、住民さんから大分訴えもいただいております。また、前回の9月議会でもお話ししましたように、第二工業団地に行く、307からコンビニさんの横を上がっていく道、あそこもご存じのように大分道が悪くなっておりますし、こちらなんかは直すのに何千万もかかることはないと思うんですけれども、これも私が知っている限り、10年ぐらい前からずっとお話が出ていくことでございますけれども、この辺の具体的な県との話の進め方というのが、何か計画あればお話ししたいしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） まず1点目の、協議会的なものを組織化するのか、そして定例的にするのかというところにつきましては、今度、実は来週寄っていただきますときに、そのあたりにつきましても企業さんのご意向なりをお伺いする中で、どういう形で進めていこうかというところを相談させていただきたいなというふうに、まずは思っております。そういう中で、その頻度が定例的になっていくのか、また一定予算が、新年度予算なりが見込めて、今年度こういうことをしますよと言えるものが県としてご提示いただけるなり、お話しいただけるだけの状況の段階にするのかというところにつきましても、今後協議する中で見通しをつけていきたいなと、そのあたりを相談させていただいて、企業さんにとって納得といえますか、ご理解いただけるような状況をつくっていくことが大事なかなというふうに思っておりますので、組織化、定例化につきましては、皆さんのご意向を伺った上でやっていくということになるかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 続きまして、要望の具体的な内容の、今後どうするのかということでございます。

これにつきましては、正直なところ、いつになく県の方とも細かいところまで話の方はさせていただいています。ただ、現実的にその解消にあたりましては、道路整備だけではなくて、信号機等も絡んできますので、関係部署との協議もこれから詰めていかんとならんのかなというふうに考えています。そんな中で、協議の場ということでございますので、県の方からも道路部局の方から、県ならびに土木事務所ということで、協議の場にも参加をするということでございますので、その場でもちょっと詰めたというか、もうちょっと突っ込んだ、今まで以上に突っ込んだ話ができ、いい方向に進めばなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 県の方とも大分詰めていらっしゃるということで、特に具体的な部分ではかなり突っ込んでいきたいというふうにご発言いただいたんで、ちょっとうれしいなとは思っておりますけれども、ただ、昨年までと状況も変わってきておりまして、日野町から出ていらっしゃる県議会議員さん、昨年まで2人もいらっしゃいましたが、今年は1人もいらっしゃらないということで、そういうところでも、なかなか別の県道の話で、東近江土木事務所の方でお話ししておりますも、何か、気のせいかもしれませんが、県の対応が今までと違うようにも感じるところがございますので、ぜひ、町当局としては今まで以上にイニシアチブをとって、内池バイパスの方でも信号がつく運びになってきたということで、非常にありがたいことだなと思いますけれども、いろいろ方法を練っていただきまして進めていただきたいなと思います。何とかかなえていかなければ、これは企業さんからの要望

だけじゃなくて、住民さんから随分要望を承っておりますし、実際に交通が危ないところでもございます。自転車も通りますし、特に最近外国籍の方が自転車に乗ってたくさん工業団地に通っていらっしゃるのを目にしますし、そういった方がけがをされても困りますので、ぜひ、早急に実現するようにイニシアチブをとって進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

これと関連いたしまして、この307の渋滞しているところにつながっている、今現在改良中の県道でございますけれども、先ほどもお話ししましたようにようやく、11月22日に県道西明寺安部居線改良工事の起工式を行うことができました。地権者の方々ですとか地域住民さん、また東近江土木事務所、そして高井課長をはじめとします町の建設計画課の皆さん、そして期成同盟会の皆さん、こういった方のご尽力ですとかご理解、ご協力がありまして、やっとここまでこぎつけたというので、地域住民の方も非常に喜んでいらっしゃいます。これは本当に私からも、私と堀江議員と2人、期成同盟会の副会長も、これで5年させていただいておりますので、本当に感謝いたしているところでございますけれども、この西明寺安部居線でございますけれども、ようやくつち音も聞こえ始めて、工事が始まったところでございますけれども、ここから先の工事計画、第1期工事についての、この辺を教えてくださいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 県道西明寺安部居線の関係で、今ご質問いただきました。

議員申されますように、11月22日に起工式ということで、いよいよ第一工区の中の郷の交差点から常永橋北詰までの1.6キロ区間の、まず農水管の移設と農用水の移設ということで、着手の方が今されておまして、工事の方も既に着工され、順調に進んでいるところでございます。今後の見通しにつきましては、11月22日の起工式の方で県からも説明もございましたが、今発注している工事については令和2年12月までの工期で進められておまして、今後、順次道路整備、それから一級河川、池川にかかります橋梁の工事の増設工事と順次発注をして、令和5年度末の完成を目指したいというふうに聞いておりますし、県の方も、議員もご存じかと思いますが、毎回そういう形で説明の方をしていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今お手元に資料をお配りしておりますけれども、その中で、農水管移設工事と上に書いてあります道路の断面図、これをご覧いただきたいと思います。これがちょうど県道西明寺安部居線の第一工区に当たります中之郷の交差点、信号もございます、ここから佐久良の会所あたりまでの県道を拡幅する部分の断面図になるわけでございます。これを見ていただきますと、大体感覚として、今現在

県道のすぐ横に農道が走っておりますけれども、この県道プラス農道の範囲あたりまで県道が拡幅されてまいります。そして北側、ちょうど小学校側にずっと、約幅2.5メートルの歩道がつくということになるわけです。

そして今取り組んでいらっしゃる工事が、今現在、農水管がここに入っているわけですが、これを新しくできる農道のところまで南向きにずらしてくるといって、こういう作業を今現在していただいている、取りかかっていたところでございます。こういうふうに、ここはなるわけです。今度、佐久良の会所から常永橋と言いました、賀川神社さん、川を渡るお祭りが毎年春にございますけれども、ここまでの区間がバイパス区間になりまして、これは今現在田んぼになっているところに新しい道をつけていただくということになります。これがもう1つの、バイパス区間と書いた方の断面図になるわけでございますけれども、同じように幅の広い、今現在、蓮花寺バイパスと同じような規格ですか、こういう道路がずっと真っすぐ賀川神社の前までバイパスでつくということになります。

これを見ていただきますと、もう一度農水管移設工事の方の表に戻っていただきますと、2.5メートル歩道はあるわけでございますけれども、ここは通学路にちょうど当たっているところでございますけれども、自転車と一緒に走る歩道になるわけですか。つい昨日のニュースでも、大分県だったか、高校生さんがちょうど自転車に乗って通学途中に、61歳の女性の方に正面からぶつかられて、61歳の女性の方が亡くなられてしまったと、そういうニュースが流れたばかりですけれども、これは自転車も一緒に走れるようになった歩道ということなんではないでしょうか。もしそうでしたら、この自転車のスピードを抑制するような、何か工夫ですとか対策というのはお考えになっていらっしゃるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） この歩道につきましては、自転車と歩行者、両方使えるという歩道でなくて、歩行者専用の歩道ということで、県の方から聞いております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ということは、逆に自転車は入っちゃいけないということをして、表示か何かでお知らせしていただくんですか。通常、道路交通法上は、自転車はこの幅の歩道であつたら走っちゃいけないということになっていても、走っている方が現実には非常に多いわけですが、何か対策を立てていただかないと、同じペースで走られたら、やっぱり通学路ですし、学校すぐそばですので危険であるというふうに思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当然、歩道ということで、自転車は通れないという

ことになりますと、当然そういうような表示はされると思います。現に、国道307なんかは自転車も歩行者もというような標識が上がっていると思うんですけども、そういうような形で、自転車についてはそこは通れへんということであれば、歩行者専用という表示がされると思います。自転車につきましては、基本的には車道を走るというのが基本かなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 分かりました。最近、高齢者の自動車事故に並んで、自転車の歩行者との事故も非常によく報道されておりますので、ぜひその辺をしっかりと表示なりしていただいて、歩行者と区分して自転車が走っていただくように促していただきたいというふうに思います。

また、車道の方側なんですけれども、今現在の県道でありまして、結構、場合によっては早いスピードの車が走っております。怖い思いをすることもございます。これ、今回新しくなりましたら、特にこのバイパス部分なんかは何キロぐらいの制限をかけられるんでしょうか。それとも車に対しては今回、制限なしなんでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 詳細については県に確認をさせていただきますが、何キロまで出してもいいということはないと思います。今、議員も言われましたように、バイパスのところなんかは田んぼの真ん中の道でありますので、スピードの方も、例えば40キロ規制であってもそれ以上に出るというようなことが想定はされますが、当然路面標示や標識等で、当然その表示はされると思うんですけども、1つはやはり、ドライバーの方で交通ルールを守るというのも1つかなというふうに思います。通常する以上の路面標示なり標識等については、多分されないと思います。標準のとおり、規定に合った形での整備になると思います。県の方には確認しますが、多分そういうふうな整備をされると思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 速度の規制の表示はされるだろうということで、どうしても緩いカーブで、しかも舗装がきれいということになりますと、ついついアクセルを踏みたくなってしまう方が多いんじゃないかなと思うんです。案外こういうふうにバイパスになって見通しがよくなると、余計侮って高速で走られる方が出てくるというふうに思いますので、ぜひそういう速度表示だけでなく、学校が近い旨の表示であるとか、ここら辺は子どもさんもいっぱいいる場所であるという、そういう表示なんかも考えていただいて、速度超過で走られるような車、あるいは危険な運転をされる車が出ないようにということについても、重ねてお願いしたいというふうに思います。

あと、この横にあります側溝なんですけれども、以前から佐久良のあたりは奥之池地先から大雨が降ったときに、水がどっと流れてくるということで、よく、洪水とまで言いませんけれども、道が川のような状態になってしまうということで、この水害対策を住民さんの方からも何度も声を上げていらっしゃって、これについても、町・県の方でも大分対応していただいているわけですが、その結果、通常よりも幅も広くて深い側溝もつくっていただくということで、これに対しては私も非常に感謝しているところでございますけれども、大体、時間当たり何ミリぐらいの雨だったら大丈夫なのかということと、この辺の山、保水力はどれぐらい、どれぐらいの雨が何分間降るぐらいまでは山の保水がもちそうなのか、この辺がもし分かれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 時間雨量等につきましては、ちょっとすいません、何ミリというのはお答えできないんですけれども、基本的には基準に沿った形で計算の方はされていると思います。このバイパスの国道に向かってちょうど右側の側溝については、今も議員がおっしゃられましたように、通常の側溝の約4倍ぐらいの断面を持った水路がずっと入ります。それで、末端池川の手前で、今度は1メートルの間で道路の下を抜いて、それで池川の堰の下へ抜くということで、これにつきましては地元の要望等もございまして、県の方でその対応をしていただいたというところでございます。基本的には設計の段階で、当然雨量計算等もされていますので、その想定範囲の中では大丈夫やというふうにはなっておりますが、昨今のすごい豪雨等がございしますので、そのひどい豪雨のときに確実にほけるかと言われると、そこについては確実にほけますというような回答はできひんかなと、県にしてみてもできひんかなというふうには思います。

それから、先ほどの道路の速度の件なんですけれども、今、計画では40キロということで計画が進んでいるようです。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 通常の雨だったら大丈夫ということで、ただ、最近はゲリラ豪雨なんて聞いていると、都会のことかと思っていましたら、日野町でも数年前、やっぱり起こったりいたしまして、想定を超える雨というのが突然降ったりというようなこともございますので、そういう場合は分からないということでございますけれども、普通の雨に比べて、ご存じのように佐久良のあたりというのは奥之池の方からどっと水が落ちてくる、こういったものも加算されてまいりますので、ぜひその辺も十分お考えいただいているとは思いますが、加味してお考えいただいた上で、工事の方も進めていただきたいというふうに思うわけでございます。

あと、今現在、この間からやっと、おかげさまで第一工区の着工が始まりまして、

私たちも周辺住民の方々も喜んでいらっしゃると思いますが、本当にこの西明寺安部居線が効果を発揮しようと思えますと、どうしても307からずっと入ってこれないとなかなか、せっかくつくってもらったのが十分に生かせないということになってきますので、ここから先の第二工区、賀川神社さんからちょうどコンビニのある交差点、諸木大橋の北詰、あそこまで、307までつなぐ第二工区というのが非常に大事になってくるわけですが、第一工区の完成予定が、今の予定では令和5年ということのをさっきおっしゃっていただきました。それを待ってからの第二工区取りかかりということになりますと、なかなか、いつのことやら分かりませんし、本当にできるのかも不安になってまいりますけれども、第一工区と並行してこの工事の取りかかりというのををしていただけるのかどうか、設計も含めて、ちょっとその辺もお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 2期工事を含んで、当然国道307号まで抜かんと道路として意味がないと言ったらあれなんですけど、機能せえへんというのは県の方も重々認識をされております。第二工区の着手につきましては、1期工事の状況を見ながら、おくれることなく完成を目指したいというふうに、いつ聞いてもそういう回答をいただいていますので、その辺については県の方も認識をされているというふうに思っておりますし、町も地元や同盟会さんと同じように、そうなるように引き続き要望の方は続けていきたいというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、非常に力強いお言葉をいただきましたので、国土強靱化の方もあと1年というふうになってきておりますので、ぜひこのチャンスに一気に進めていただいて、第二工区の方もできるだけ早く、やっぱり完成して供用できるように努めていただきたいというふうに思うわけでございます。よろしく願いいたします。

あと、今現在、県のアクションプログラムの方の継続路線となっておりますのはこの第一、第二工区、中之郷から307までのところでございますけれども、本来この県道西明寺安部居線の計画には、地元の方では第三工区と称しまして、中之郷から小野までのところ、ここもつないでほしいという要望が、今もよく聞かせていただいておりますけれども、これがもし可能になりますと、東部農道と新しい道で、すっと307までがつながるということで、こうなりますと、先ほどからお話ししております第一・第二工業団地とかダイフクさん、こういったところの渋滞緩和という部分にも大分寄与するというふうに思いますし、交通、または流通の利便性、こういったものが大分向上するのではないかと思いますけれども、この第三工区と称する部分、ここについてのご計画がおありになるかどうかということをお尋ねした

いと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 議員の言われます第三工区ということで、同県道の中之郷から小野地先までのルートでございますが、現段階での整備の計画はないというふうに聞いております。この、今の第一工区、第二工区ができることによりまして、国道307から県道中里山上日野までというのは続くことになります。中里山上日野を北へ行きますと東部農道に接続している、南へ行きますと477に接続しているということで、今回の第一工区、第二工区までの計画はアクションプログラムの方にも載っておりますが、今言われる小野地先までの分についてはアクションプログラムの位置づけがされていないということで、現段階では計画がないというふうな回答をいただいています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、先日も県の方のアクションプログラムを見させていただいておりますが、ホームページで見ても、確かに中之郷から307までしか線が引いておりませんので、小野までのところは全く計画がないんだなと思うわけでございますけれども、今現在、小野と中之郷の間というのは、この県道に加えて農道もできておりますけれども、以前は、もう随分前になりますけれども、生徒さんといいますか、お子さんが事故に遭われて命を落とされたこともある、そういう道路でもあるというふうに思います。ぜひこのところも将来的に、しっかりと拡幅なり、新しいバイパスをつけるなりして道をよくしていただいて、利便性を高めるだけでなく、こういった安全性についても向上していただけるように、特に今の小野と中之郷の間は街灯も少ないところがございますので、夜に走りますと真っ暗だったりするところがございますので、そういったところを明かりを増やすというだけでなく、やっぱりしっかりいい道路でもって交通の利便性、安全性を高めていただけるように、ぜひ働きかけていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に移ります。日野町における農業の今後についてをお尋ねしたいと思います。

農業全般についてお尋ねしたいと思いますけれども、日野町の基幹産業であります農業は、現在、後継者問題や耕作放棄地の増加をはじめ、課題が山積しております。今後も農業の継続、発展を促していく上で、町行政としてどのような計画を持っていらっしゃるのか、獣害対策や営農組合化なども含めてお尋ねしたいと思います。

まず、お手元にお配りしております資料の、日野町の農家戸数と農家の平均年齢の推移という表をご覧いただきたいと思います。この表は今年の3月議会でも私、

1回使っておりますので、見覚えある方もいらっしゃるかもしれませんが、農家の戸数自体を見ますと、平成17年には日野町全体で1,295戸農家があったわけですが、これが10年後の平成27年になりますと、910戸に減ってしまっているわけです。約400戸近くの農家が消滅してしまっているという現状がございます。これ、平成27年までの資料しか私、持っておりませんでしたので、もう既にこれでも4年前になってしまうわけですが、そしてまた平均年齢を見ましても、平成17年度で66.7歳だったものが、平成27年度ではさらに5歳強いきまして、72歳というのが今、農家の平均年齢となっております。このように、農家さんの戸数が減っているだけでなく、農業をしていらっしゃる方の年齢も非常に高くなっているというのが、今の日野町の現状でございます。

また、日野町の農業は、平成17年には戸別所得が約39万5,000円ございました。もう1つの資料の方、牛さんとか豚さんとかが書いてあるやつです。これをご覧くださいと、平成17年には日野町の農業生産額というのは町全体で31億円あったわけでございますけれども、これが平成27年には23億2,000万円まで減少してきております。約8億円減っているわけです。戸別所得を見ましても、平成17年に月当たり39万5,000円あったものが、10年後の平成27年には30万円まで、約10万円ほど戸別所得も低下してきているというのが、今の日野町の農業の実態でございます。

このようなことを踏まえた上で、農業生産額が約31億であったのが近年大きく減少してきておりますけれども、この直近5年間の、27年までしか、私、資料を持っておりませんでしたので、直近5年間のこれらの推移についてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） ただいま後藤議員の方より、直近の5年間というようなことでの数値のお尋ねがございました。

これにつきましては、統計値の方が直近4年分しか公表の方がされておりますので、その4年分について国の統計値の方をお答えをしたいというふうに思います。

国の生産農業所得統計によりますところの、当町の農業産出額でございますが、平成26年は22億4,000万円、そして平成27年は23億2,000万円、平成28年は24億7,000万円、直近でございます平成29年は25億6,000万円というふうなことでの数値が推移をしておりますのでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、農林課長の方からお話を伺うと、28年は少し増えたんですね。24億7,000万円と今、おっしゃいましたか、29年は25億6,000万円ということで、約1億ずつ増えておりますけれども、もともと、10年前から比べるとかなり低いわけですが、それでもちょっと上昇に転じたということで、なぜこの10年間ほど

でぐんと落ちたのかということと、この2年ほど、何が理由で少しずつ反転して上がり始めたのかということと、推論でも結構ですので教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 農業産出額が近年増えてきているというようなことでございます。

議員がお示しをいただいた平成17年は31億というようなところからの数値から見ますと、10億近く下がってきての、近年上昇しているというようなところでございます。下がってきた原因というのは、米の消費が少なくなったというところが大きな原因になっておるわけですが、米の需要に応じた生産、環境に配慮するのであったりとか、消費者の動向に沿った形で米の生産を進められてきた結果によって、産出額が増えてきたというようなことの内容と申しますか、統計の結果という部分で、農林水産省の方でもお示しをされているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） お米の価格が少し安定してきたというか、上向いてきたということで、ここ一、二年上がってきているんじゃないかということでございますけれども、1年前の4月1日付で種子法というのが廃止されました。戦後ずっと種子法によって米、麦、大豆、こういったものの供給が守られてきたわけですけども、これが廃止されました。こういったものの廃止された影響というのは出ていないでしょうか、お尋ねしたいのと、当町議会でも、種子法にかわるような県独自の条例というものを定めるようにということで請願を出しまして、これも三日月知事の方から、しっかりと前向きにやっていくというご回答をいただいておりますけれども、その後、この種子法にかわる条例制度というのがどうなっているかということについて、含めてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 種子法に絡みましてのご質問でございます。

国の方で制定をされておった種子法が廃止をされたというようなことの中で、3月31日付、ちょっと年度の方は申しわけないです、忘れてしまいましたが、3月31日付で廃止されて、同じ年の翌日の4月1日付で、滋賀県の方でも条例制定をされたというふうに記憶をしております。この米の生産等々については種子法の影響があったというふうには聞き及んでおりません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ということは、種子法が廃止されましたけれども、お米のオリジナル性が保たれなくなったとか、外国のお米がそこにまじり始めたとか、そういうようなことは、心配されたような懸念は出ていないと、今のところ出ていないと

ということですね。種子法が廃止されたことに対する、その部分では影響はないということですね。分かりました。

私も、日野に来るまではお米というのはつくったことがなかったですけども、お米を実際日野でつくらせていただくようになって、非常にお米づくりというのは大変であるということを身にしみて思うわけでございますけれども、つくるだけじゃなくて、やっぱりこれがしっかり売ってお金にならないと、若者が職業としてなかなか選択していけないというふうに思うわけなんです。

そういう中で国連が、小農宣言ですか、昨年いたしまして、日本はそれをスルーしてしまったわけでございますけれども、小農宣言というのは、大規模な農業を経営するのも大切ですけど、この小さい家族経営の農業という、昔からあるこういったものも確かに大切だと、私も、日野みたいになかなか、連携して大面積で田んぼを耕すことが難しいところだと余計そう思うわけでございますけれども、米だけじゃなくて野菜でもそう思うわけでございますけれども、そうなりますと、小さい畑や小さい圃場でつくった、そういう作物であっても、ちゃんと売れる場所というのが確保されないといけないと思うんです。今も平和堂さんの中に一部、地元の農家さんがつくられた野菜を売れる箇所とか、直売所というのが町内にも何カ所かありますけれども、本当に皆さんが小農に目覚めて、各家でちょこっとした畑をやって、これを出そうと思うと、今のような直売所だけでは全然足りないと思うんです。そうなりますと、やはり近隣市町にもありますような道の駅的なものが必要なんじゃないかと思うんですけれども、この道の駅については今まで何度も私、お尋ねしておりますけれども、道の駅については、今現在どのようにお考えいただいているのか、農林課長と、もしよければ商工観光課長にもお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 野菜の直売所を絡めた道の駅についてというようなことでございます。

農林課が考えておりますところにつきましては、直売所も今まででしたら平和堂にショップがございます。先ほど議員申されました小農宣言、国連で採択されましたけど、日本は棄権をされたというような状況の中で、日野町といいますか、日本は大規模農家に農地を集積するというような政策をとられるという中で、県もその方向でといいますか、事業を受ける中で動いてきているというようなことがございます。そして、小農宣言でいうところの家族経営は、日野町でも無視することができないものであるというふうには考えております。家族経営、自分の自己栽培的な野菜を出荷するというようなところでのことでございますが、直売所という形で農家の方が出荷をしたい、売りたいというようなことのご要望は、ちょっと今のところ直接は聞いておらないんですが、そのような要望が出されてきたという場合につ

きましては、関係機関とも相談をしていく中で、その直売所等の要望といたしますか、地場産の野菜が供給、出荷できるようなことでの協議検討なりというものは進めていく必要があるかというふうにも思いますし、まずはどういう形でのことを農家さんがお考えであるかということの思いを聞くのも必要であるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今現在、近江八幡市にきてかーなという道の駅がございます。またマーガレットステーションさん、旧愛東町です、今、東近江市にございますけれども、こちらの方にせつせと野菜とか、農家さんによってはサバズシをつくって持っていかれたりされていらっしゃるというのはもうご存じだと思いますけれども、きてかーなというシールを張った軽トラも日野町内、結構何台か走っているのを目にしますし、ということはそこに持って行っていらっしゃるわけです。

ということは、道の駅があれば出荷したいと思っていらっしゃる方がいっぱいあるし、現に出荷していらっしゃるわけですが、そういう方にとってみたら、わざわざ近江八幡まで持っていくよりは、この日野町の中に販売所があればいいなと思われるんじゃないんでしょうか。おまけに、売り上げは近江八幡市での売り上げになってしまいますし、そういう意味を含めても、日野町でのそういった経済循環を促していくという意味でも、日野町にぜひそういった道の駅のようなものをつくっていただきたい、ぜひ、国道沿いであるとか人通りの多いところにつくっていただきたいと思うわけです。

今、感応館の前の新しくできた新館のところでちょこっと売っていらっしゃいますけれども、あそこにそういう直売所があることをご存じなのは、多分日野町内の方がほとんどでして、道を、307を通っている車が、あそこに行ったら直売場があるぞというのを分かるのは、ちょっと難しいんじゃないかなと思うんですが、そういった点、新たにそういった道の駅、あるいは直売所を増設していくというお考えがないか、もう1回伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 新たな直売場ということでございますが、直売所をつくっていくとなりますと、都度都度野菜の供給をする必要があるというふうにも思います。適宜、適切な量を供給する、そういうことの対応が、個々の農家さんでの出荷という部分で対応ができるのかどうかという部分も、研究なりはしていかなあかんことになるのかなというふうには考えておりますが、直接には新たな直売所を設けるというところでは、今のところは考えには至っていないというようなことでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 出荷する野菜の守りができるかということですが、現に近江八幡のきてか一なとか、愛東のマーガレットステーションに出していらっしゃるということは、それをやっていたらということなんです。出しっぱかしじゃないというふうに思うわけですが、ですから十分できる能力をお持ちになっていらっしゃるんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺も含めてぜひ考えてみたいということに思います。

この問題はこれでおきますけれども、続きまして、獣害についてもちょっと続けてお尋ねしたいというふうに思います。私自身も畑や田んぼをするようになりまして、本当に獣害、ここまで深刻やったんかというのを思い知らされまして、話には聞いておりましたし、以前から獣害でとった獣の解体なんかをちょこちょこ手伝わせてもらうというか、邪魔をしに行っているのかも分かりませんが、させていだいたりしておりましたけど、自分でやっぱり耕作をするようになりますと、本当に深刻な問題だなというふうに思うようになってきてまして、銃の所持許可であるとか、わなや猟銃の狩猟免許、こういったものを取得いたしまして、現在も獣害対策とか有害鳥獣駆除、こういったものに加わらせていただいているわけですが、ここ近年の獣害の被害、金額ベースでも結構ですので、こういった推移になっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 獣害に関しますところの被害金額はどうだということなところのご質問でございます。

町の方での被害金額でございますが、直近の5年間で申し上げますと、平成26年度におきましては2,980万9,000円でございます。平成27年度は3,206万8,000円、そして平成28年度は1,250万1,000円、29年度は1,268万5,000円、平成30年度が1,382万9,000円の推移となっておりますのでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） この数字というのは、獣害にやられたということで、共済の方に提出された被害額ということでよろしいのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 共済の方に提出をしている報告のあった部分と、あと、猿の駆逐、追い払い用の花火の方を役場の窓口の方で、おいでになられた方に提供しております。そのときに聞き取り調査ということで、被害の面積、被害の種類は何か、面積はいかほどですかということをお聞きをして、聞き取り調査をしている中での部分の報告を上げているというようなことでございますが、平成28年から算出の方法が変わりまして、自家消費の部分は被害報告には入れないというようなことの通知が県の方からございまして、自家栽培の野菜の被害については、この金

額には28年度からは入れておりません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今おっしゃったような、自家消費の分については計算に入れないということで、これ、3,000万ほどあったものが一千何百万に低くなっているという、1つの大きな理由なんです。それに加えて、耕作面積自体が日野町全体で少なくなってきたので、そうすると結局、被害に遭って共済に出される、そういった量も減ってくるんじゃないかと思しますので、ダブルで数字が減ってきておしますので、だから、この数字だけを見ても、獣害が本当のところ、すごくこんなに、半分に減っているというわけじゃないんですというのが現実だというふうに私も、実際、有害駆除に当たりながらも減っている気がしませんが、そう思うわけでごさいますけれども、今現在、猟友会さん中心に銃器を使った有害駆除、こういったものと、各集落に箱わななどを提供いたしまして、これで行っていただく有害駆除と、2つ有害駆除をしていただいておりますけれども、こういったものの成果といいますか、こういったものによってどれぐらいの実績が上がっているかというのを、ここ数年でも結構ですので教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 直近の被害の頭数という部分でございますが、鹿、イノシシでございますが、鹿でございますが、平成30年度では300頭、平成29年度で269頭、イノシシでございますと、平成30年度は273頭、平成29年度は141頭、猿については兩年とも100頭というような数字というか、捕獲数でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 毎年猟友会さんとか集落の有害駆除で、鹿、イノシシ合わせますと500頭から600頭ぐらいな、猿もそこにさらに100頭ほど加わるわけですがけれども、駆除をされていらっしゃるわけでごさいますけれども、これ、少し前に甲賀市の獣害対策室、水口にごさいます庁舎のお話を伺いに行きますと、ゼロが1つ違うんです。何千頭単位で年間にとっていらっしゃいます。確かにあそこは5町が1つになって甲賀市になっておりますので、日野町より面積的に多いわけでごさいますけれども、猟友会さんの人数とかを見ると、そんなめちゃくちゃ多いわけじゃないんです。なぜこのように、隣の甲賀市と比べて頭数が違うのかなと思ったりしますが、私も有害駆除とか参加しますので、皆さん一生懸命やっいらっしゃいますけれども、何でこんなに違うんでしょう。その辺もし、推論でも結構です。分かれば教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 甲賀市さんとの比較での数字でございますが、以前に私が聞いたときは、今議員がおっしゃったような数字ではなかった、もう少し少ない数

字やったかなというふうに思っております。数字の違い、日野町については猟友会さん、1つの支部でございますが、甲賀市の方では旧村単位で、それぞれの猟友会の支部といいますか、組織があつて、それぞれで活動されているというふうに聞いております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 猟友会でこういう有害駆除の活動をしようと思ひますと、当然、銃器をはじめいろんな装備が必要になつてまいりまして、お金がかかるわけなんです。

甲賀市を例にとりますと、これ、一昨年的一般質問でも一度お尋ねしたことがございますけれども、銃器を新しく1丁買おうということになると、最大20万までの補助が出るようになっておりまして、わなを1つ新調しようと思ひますと、最大10万までの補助が出るように、システムとして甲賀市さんではなっております。かかるコストというのは、日野町で猟をやったって変わらないわけですが、日野町の場合は新しく銃を新調するといつても、そこに対しての補助はございませんし、わなの免許を取られた方に対しても2つずつ箱わなを、村の有害鳥獣駆除に参加してくれるならということで貸与したりしておりますけれども、10万円という提供というのは、今のところないわけでございますけれども、この辺、猟友会さんからもぜひ、銃というのはやっぱり消耗品ですので、補助があればもっと効率よくできるのという話、しょっちゅう聞くわけでございますけれども。

専門的な話になりますけれども、例えばスコープというのをライフルの上に乗せるか乗せないかだけでも全然違ってくるんです。スコープがついておりましたら、50メートル以上先のシシや鹿にでも当てるのが比較的容易になつてまいりますけれども、このスコープを1つ買おうと思うと、銃を買うのと変わらないぐらいお金がかかったりするわけですが、この辺の補助について、以前は、今のところ検討する考えはないというふうにおっしゃっていらつしたわけですが、今現在、どうでしょうか。こういうふうにだんだん獣害も深刻さを増している中で、補助についてご検討いただくような余地がないものか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 捕獲にあつての補助というようなことでございますが、先ほどの箱わなの部分でございますが、それにつきましては集落で農地の被害がある、農作物の被害があるということで、集落でも取り組んでいただこうというようなことで、わなの免許を取得をいただいた場合につきましては、捕獲を効率的にさせていただくというようなことの中で、箱わなを2基貸与をさせていただいて、捕獲に励んでいただいているというような状況でございます。

そして猟友会、猟師さんへの鉄砲の購入補助でございます。以前にも購入することについては、今のところは検討はしていないということでございますが、この考えは今も変わってはおりません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 課長もよく猟友会さんをご存じやと思いますけれども、猟友会のメンバーを見ておりまして、私よりも若い人の方が大分少なく、猟友会の中にいると、私でも非常に若い方になっちゃうわけでございますけれども、高齢化してきております。やっぱり若い鉄砲撃ちを増やさなければという話が出ておりますけれども、なかなか、若い方が鉄砲を持てしように思っても、年間のランニングコストだけでも結構かかるんです。銃を買って維持するだけでもお金がかかりますし、猟友会の更新、保険の更新、こういったものも非常にかかりますし、銃を持っておりますと、年間最低でも2回は射撃訓練に行かないといけません。これでもやっぱり何万円とかかってくるわけです。1発弾を撃っても、その1発の弾が獣用、四つ足用の弾でしたら、1発が500円、600円としてまいりますし、そういう中で、若い方に少しでも有害駆除に加わって下さいと言いましても、なかなか難しい面がございますので、ぜひ将来的にでも結構ですので、こういった補助も検討していただけるようお願いしたいと思います。

今現在でも、年間、鹿とかシシを合わせますと、日野町内でも五、六百頭は捕獲しているわけですが、今度、ちょっとこの処理について伺いたいんですけれども、町からの補助で獣美恵堂さんというのが今、運営されておまして、ここでシシ、鹿を解体いたしまして、C o C o 壺番屋さんのカレー屋さんをはじめ、いろんなところへ出荷しているわけでございますけれども、はっきり言いまして、出しているのはほんの一部です。全てのお肉が使えるわけじゃございません。非常にいいところに弾が当たっちゃっているものもございますし、わなで入ったものは、なかなかそういう出荷するような生肉には向かないということもございますので、そういう中で、捕獲したシシや鹿の、猿もですけど、処理に非常に苦慮していらっしゃるという方が多いんです。今現在、捕まえたシシや鹿や猿は埋めていらっしゃるわけですが、ご存じのように、鎌掛の地先に持って行って埋めていらっしゃるということで、非常に鎌掛の方にご迷惑とか、非常に、中にはおいもするということで嫌な思いをかけちゃっているケースもございますけれども、これはこの後も鎌掛に持って行って埋めるというのを続けていかれるご予定なんですか。この辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 駆除した死骸の処理ということでございます。

鎌掛ということでの言葉が出ましたが、鎌掛さんの方からも処理する場所にも

限界もあるしということで、何らかの対応をというようなことでのご要望も聞いておるところでございます。その対応にあたりまして、国からの補助金をいただく中で、どのようなものをどの場所に、1つは焼却施設というものがございまして、その対応に向けて今、研究をしているというようなところでございます。その場所が、今のところでは鎌掛さんの方が一番処理頭数も多いというようなところでのお話も聞いておりますので、場所も含め今後研究、対応をしていくというようなことで今、考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 昨年だったと思いますけれども、農林課内にあります獣害対策協議会さんの方に、この件をお話ししに行かせていただいて、焼却炉ですか、今、ダイオキシンも出ないし、変なおいも出ないということで非常にいいのがあるよということで、カタログもコピーしていただいたわけですが、そんな何千万もするものじゃありませんでしたので、場所さえきちんと確保できれば設置も可能なんじゃないかなというふうに思うんです。他市町を聞いておりますと、焼却施設で、清掃センターなんかで燃やしていらっしゃるところもありますけど、当町の場合、北脇さんとの間の協定がございまして、清掃センターで焼却処分というわけにはいきませんので、こういった焼却炉の設置というのもこれから考えていくのが現実的なんじゃないかなと思うわけですが、候補地さえ見つければ、設置というのは補助でできるわけなんではないでしょうか。その辺もお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 今、焼却炉ということで具体的なお話をいただいたわけでございます。

1つは設置場所をどこにするかという部分がございまして、その設置にあたりましては日野町の獣害対策協議会の方が補助金を受けて設置をするということの流れになるのかなというふうに考えております。設置をした後の管理であるとか、運営維持費用等々を詰める案件というのはまだまだございまして、そういう部分が詰まっていく中で、補助要望を上げていった対応になってくるのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 確かに、管理し続けるということは大変なことですし、いつも毎日誰かが張りついていくというのも、これは大変なことだと思いますから、その辺の方法をしっかりと考えていただかないと、ただ単に焼却炉を置けばそれでいいわけじゃないと思いますので大変だと思うんですが、ただ、このままずっとこの先永遠に、恒久的に鎌掛さんに負担をかけ続けるということのも無理がございまして、今現在でも、ご存じのように飽和状態にあるような状況ですので、ぜひ早目に答え

を出していただいて、何とかいい解決策を出していただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、この獣害のことはこれぐらいにしておきまして、大規模営農組合について1つお尋ねしたいと思います。

今現在、東近江市の市原土地改良区布引営農組合では、JA内に専門の事務局を設置するなどしまして、先進的な大規模農業体制を構築していらっしゃいます。当町でも、なかなか中山間地域ですので難しいところもございますけれども、大規模農家さんなんか、川原なんかを見ますといらっしゃいますし、こういったところを含めた地域全体のサポート体制、字を超えた、集落を超えたようなサポート体制というのを、町行政が旗振り役としてまとめていくということとはできないものかどうかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 今、東近江市の市原地区布引営農組合の例をお聞きしたところでございます。

この市原地区は、圃場整備に取りかかられるところから地域一体ということで取り組みをされて、今日に至っているというような状況がございます。日野町の中でも集落地区を超えたというようなことではございますが、日野町の方でも農業に取り組むにあたっては集落営農という部分での滋賀県の指導といいますか、そういう部分で進んできている経緯がございます。そして法人化という部分もございます。そしてあと、人・農地プランというようなことで、集落の農地を集落で守っていく、その中で、誰に農地を集めて、今後維持といいますか、耕作をしていく担い手、次の人は誰かというようなことも、集落でご相談をいただくというようなことの施策もございます。いきなり広い地域でということになりますのは、それぞれ地域の、地区集落の中で話が煮えていってといいますか、対応をどうするかということで、集落から大きく輪が広がっていけば、大規模といいますか、広い範囲での対応も可能になってくるのかなというふうに思いますが、まずは集落の中でどういう方向で持っていこうかというようなことの議論をしていただくのが、まずお願いをしたいところであるなというふうに思います。

11月30日に、議員さんの方々と意見交換会ということで中之郷の会所でされまして、その中でも広域的であるとか、農家のことの、農業に取り組むにあたっていろいろな問題も提起いただいていますし、中之郷以外のところの場所でも、農業についての懸念をいただいている意見というのが多々ございまして、その中を見ましても、広い範囲でやったらどうというような前向きな意見もあったように記憶もしておりますので、そのような意見もお持ちの方もおいででございますし、集落の中でそれがどのような輪に広がっていくかということもあるんですが、まずは集落で

の、これからの地区の集落の農業をどうしていくかというところが一番最初に議論をしていただきたいところであるなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6 番（後藤勇樹君） 今、課長の方からおっしゃっていただいたように、11月30日に中之郷の会議所の方で住民さんと議会との懇談会をやりましたときには、お越しいただいてありがとうございました。住民さんも、農林課長が来られるということは、みんなご存じなかったもので、来ていただいたというので非常に驚いていらっしやると同時に喜んでいただいております。あそこでもたくさんこういった話題が、住民さんの方から出ておりました。やっぱり大規模な営農だけでもだめですし、完全に小農を無視して、大きなものばかり追いかけていってもだめですし、だからといって小ぢんまりしたものばかりでも、なかなかそれを若い人が職業として選んでいくということができませんので。

後継者不足ということになってきますと、ここから先、ますます若い人が農業につきやすい条件をつくっていかねければ、今のようにトラクターからコンバインから田植機から買ってと若い人に求めるのは、非常にこれは酷でございますので、やっぱり大規模な営農の中でそういったものを共同使用できるような環境がないと、若い人は農業に入っていくのは難しいというふうに思います。技術的にも、側について教えてくれる人がいるということも大事だと思いますし。でも、ご高齢の方で、もうそれだけの規模のを一緒にやっていくというのは難しいから、家の前にあるちょこっとした畑でという方も現実、いらっしやいまして、だったらやっぱり先ほどお話ししていたように、近くに直売所もあるという環境も必要かと思います。

離農される方が増えているということは、結局野菜を買わないといけない方が増えているわけですので、そういう意味では今までよりも、田舎に直売所があったって買う人はいないという感覚は変わってきているんじゃないかと、私は思います。私のすぐ近所でも、もとは畑をやっていたらいいんですけど、今はせっせとスーパーに野菜を買いに行っていたらいい方はいっぱいありますし。そういう方々は、近くに直売所がありましたら十分顧客として見ていけるんじゃないかなというふうに思いますので、少し新しい感覚で、そういった面も持って見ていただければと思います。

今日は2項目、道路のことと農業のことと扱いましたが、道路の方では、ぜひ一日も早く渋滞緩和して安全な道路をつくっていただきたいですし、また西明寺安部居線に連結します町道奥之池線、こちらの方も今、進んでいると思いますけれども、これも何十年も前からの要望でございますので、ぜひこちらの方もあわせて進めていただきたいと思いますし、農業の方も獣害対策、それからだんだん離農する方も増えてこられたり、農業を継ぐ人がいらっしやなくて後継者問題、深刻にな

ってきておりますけれども、ぜひ町が旗振り役となって進めていただきますようにお願いいたしまして、私からの質問といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） それでは、通告にいたしました質問をさせていただきます。私の質問はそんなかたくありませんので、緩く力を抜いて聞いていただければなど、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

台風大雨に対する対策ということで、質問をさせていただきます。

今年も残りわずかな日数となりまして、令和元年も終えようとしております。今年は7月24日に梅雨明けということになりまして、それ以来8月、9月と、本当に猛暑日が続きまして、9月8日には東近江市で36.5度という大変な猛暑でございました。36.5度という温度が観測されたということでございます。そしてまた、台風大雨と異常気象、地球温暖化が顕著にあらわれているのではないかと、このように思います。

まず、7月27日には台風6号が、紀伊半島、三重県に上陸いたしました。8月6日には台風8号が九州、特に宮崎、福岡、大変荒らされました。8月15日には台風10号、四国に上陸いたしまして、中国地方を荒らした。8月28日には九州、福岡、長崎にて、またこれもひどい大雨でございました。9月9日には台風15号、これは千葉県に上陸して、本当に鉄塔やらを倒してひどいことになりました。そして10月12日、ちょうど2カ月前、台風19号が伊豆方面に上陸して、関東から長野県、そしてまた東北太平洋岸を襲いまして、その後も引き続いて雨で、河川の堤防決壊、死者、行方不明合わせて100人を超えるような事故となりました。家屋の被害、農作物の被害、商工業、林業にも本当に甚大な被害が出ました。

本日で2カ月になるわけでございます。今日もお昼のテレビで、まだ宮城県では1名の行方不明者が探されているということで、本当に2カ月たってもまだ大変なところでもございます。本当に立て続けに全国各地で災害が発生し、台風の進路が少しでもずれていたら、私たちの町でも本当に大きく被災していたところでもございます。

そこで、2点お伺いしたいと思います。近年の異常気象により、短時間降水量も1時間当たり100ミリを越すような、本当に大雨でございます。当然のように、河川の氾濫や堤防の決壊が起こり得ます。長期にわたり河川改良工事が行われていても、河床に泥がたまり、また雑木が生えていれば、本当にどうにもならないということでございます。水の流れも悪く、そのことが要因となりまして河川の氾濫や堤防の決壊につながりかねないと、このように思うところでもございます。私たちも河川愛護で助成金をいただいて、年2回、堤防の草刈りを行っております。河床の浚渫まではとてもやないが行き届かないところが現状でもございます。滋賀県や町

に対して、河川の浚渫、雑木の除去などを積極的に実施していただきますよう希望するのですが、町の考えをお伺いしたいと思います。

もう1点でございます。また本年7月1日に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されました。8月末には日野町のため池のハザードマップが作成され、それぞれ地域に配っていただいたところでもございます。これは地震によりため池が決壊し、水が一気に流れ出てきた場合、どの程度浸水するかを示した地図でもございます。一方、河川においても、大雨のときに緊急にダムของ放流もございます。より水位が上昇し、被害が増すことも想定されます。これに合わせたマップ作成も必要ではないかと、このように思うところでもございます。平時からも正確にこういうことを把握していくことが重要でもございますので、町のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 台風、大雨に対する対策についてご質問いただきました。

まずは一級河川の管理についてでございますが、当然管理者は滋賀県でございますが、県がしっかりとやるということになっておりますが、なかなか県だけでやれない部分について、多くの自治会で河川愛護活動の除草や川ざらえに取り組んでいただいております、感謝をしているところでございます。引き続きお願いをしたいと思います。また、自治会で対応いただくことが困難な場合、災害危険度の高い箇所などを県に対応いただけるよう、引き続き町として要望をしてみたいと考えております。

次に、ハザードマップでございますが、現在作成しているハザードマップはため池ハザードマップのほかに地震防災マップ、土砂災害区域マップ、洪水ハザードマップの3つがございます。今後、防災マップとして地震、土砂災害、洪水の情報を集約した冊子の作成をしてみたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 私たち、農村まるごと保全活動という組織で農用地の排水路の泥上げというのか、浚渫をさせてもらっておるところでございます。11月7、8ですか、鎌掛の方でもさせていただいたわけでございますけど、普通の1メートル50ほどの幅の排水路の泥上げ、240メートルほどさせていただいたんですが、経費も重機を1台借りてきて、それにまた泥を排出するダンプクローラーを2台買ってきて、2日間でやったんですが、結構それでも人夫から油代、それで機械の借料などを入れますと、2日間で約25万ほどかかったわけでございます。なかなか、25万といえども、農地・水でそれぞれ費用があるで、できると思っておりましたが、やはり素人がするので、なかなか業者がするように、段取りが悪くていけません。とてもやないが一級河川、私たちの、この川の雑木の除去、また浚渫をしようと思

うと、とてもやないが我々の手には負えないということでございまして、やはりこれは県の方にきつくお願いをしていただかねば、私たちではこれはどうしようもならないということでございます。話を聞いておりますと、県単の補助で50万ほどあるので、それでしたらどうやというお話も聞いておりますが、とてもやないが手に負えないということでございまして、ぜひとも県の方へご努力いただいて、川の浚渫をお願いしたいなと、このように思っております。

もう1点の方でございます。今のマップのことでございますが、これも12月2日よりNHKのテレビで、パラレル東京というんですか、もし直下型地震が東京を襲った場合どうなるかということで、大変な放送が5日間にわたって行われていて、夜遅くまでテレビを見ていたのでございますが、大変なことやな、地震が起きたらこんなに大きな被害が出て、なるんやなということが分かったわけでございます。30年ぐらいの間に東京で震度7というような地震が起こるということで、想定されたドラマでございました。やはり私たちのところでも、台風と一緒に地震が来たらすごい被害になるのではないかなと、このように思っております。そんなことがあったら大変ですねんけど、備えあれば憂いなしということでございまして、川の浚渫、堤防の決壊の調査など、朝から質疑でもございましたが、中山でため池の決壊の調査をされるということで、やはり細かい仕事をしていただきたいなと思うわけでございます。町のお考えを、ここら辺をもう一度伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 川の浚渫ならびにマップについて再質問いただきました。

河川の浚渫につきましては、うちの町だけではなくて、近隣の市町において年々、地元の方でお願いをしていたのがだんだん厳しくなってきたとかいうこともございまして、県の方に、県の管理の河川なので、県で対応をお願いしますということで、それぞれ要望もしているところでございます。実際、河川の方も確認等に行かせてもらいますと、なかなか地元の方で無理を言うのは厳しいなというところも多々ございますので、この件につきましては、県に強く要望の方をしていきたいなというふうに思います。

それからマップの方でございますが、このマップにつきましては県のデータをもとに更新の方を考えておりまして、今のマップは全町で表示している関係もあって、なかなか見にくいなというところもございます。今度の整備につきましてはその辺も踏まえて、もっと見やすいようなマップにしたいなというふうにも考えておりますので、県の最新のデータをもとに更新の方をしていきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） なかなか河川の方も簡単にはいかないと、このように思います。

昨年度、私たちのところで240メートル、大きな川を県の事業でさらえていただきました。それがあつもので、きれいにしていただいたものでございますから、余計地域の方が、今年もぜひ頼んでこいというご意見を聞いておりますので、ぜひともまた強く県の方へ申し込んでいただきたいなと、このように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。これは要望といたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、4名の諸君の質問を終わります。その他の諸君の一般質問は明13日行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。それではその他の諸君の一般質問は明13日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

－散会 16時42分－